

八戸市の財政

— 平成 30 年度決算版 —



令和元年 9 月
八 戸 市

目次

■本書の概要	
1) 作成の目的	1
2) 本書が扱う会計区分	1
■平成 30 年度歳入歳出決算	
1) 歳入	2
2) 歳出	2
3) 実質収支	2
4) 歳入の内訳	3
5) 歳出の内訳	4
■決算規模と実質収支比率の推移	6
■歳入の推移	
1) 歳入の主なもの	7
2) 市税の状況	8
3) 地方交付税の状況	13
■歳出の推移	
1) 目的別歳出	15
2) 性質別歳出	16
3) 各費目の推移	17
4) 類似都市との比較	23
■基金の状況：基金残高の推移	24
■市債の状況：市債残高や公債費の推移など	25
■指標から見る八戸市の財政	
1) 経常収支比率	27
2) 財政力指数	28
3) 実質公債費比率	29
4) 将来負担比率	30

【注】

※決算は円単位ですが、本書では分かりやすさを重視して、グラフ毎に表示単位を変えています。
※市民一人当たりの数値は、年度末住民基本台帳人口を基準としています。(平成 30 年度末 228,622 人)
※四捨五入の関係から、グラフ総額と内訳合計、あるいはグラフ間の数値が一致しない場合があります。
※決算の推移は、30 年度決算から過去 10 年間の数値を捉えました。
※類似都市の数値は、地方財務協会作成「類似団体別市町村財政指数表」に掲載されているもので、27 年度以前は「特例市」、28 年度以降は「中核市」の平均値です。

■本書の概要

1) 作成の目的

八戸市の毎年度の決算については、法律等に基づき決算書などを作成するとともに、市の広報やホームページなどを通して、その内容を明らかにしています。「八戸市の財政」では、単年度毎の決算に加え、これまでの決算の推移をグラフや図表で示し、解説を加えました。

経年の推移と傾向を捉えることで、私達の市のお金がどのような分野に使われ、そのための財源がどのように賄われているのか、財政の大まかな姿が見えてきます。本書を通して、八戸市の財政状況についての理解を深めていただければ幸いです。

なお、本書は25年度決算以降毎年作成しており、下記ホームページに掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

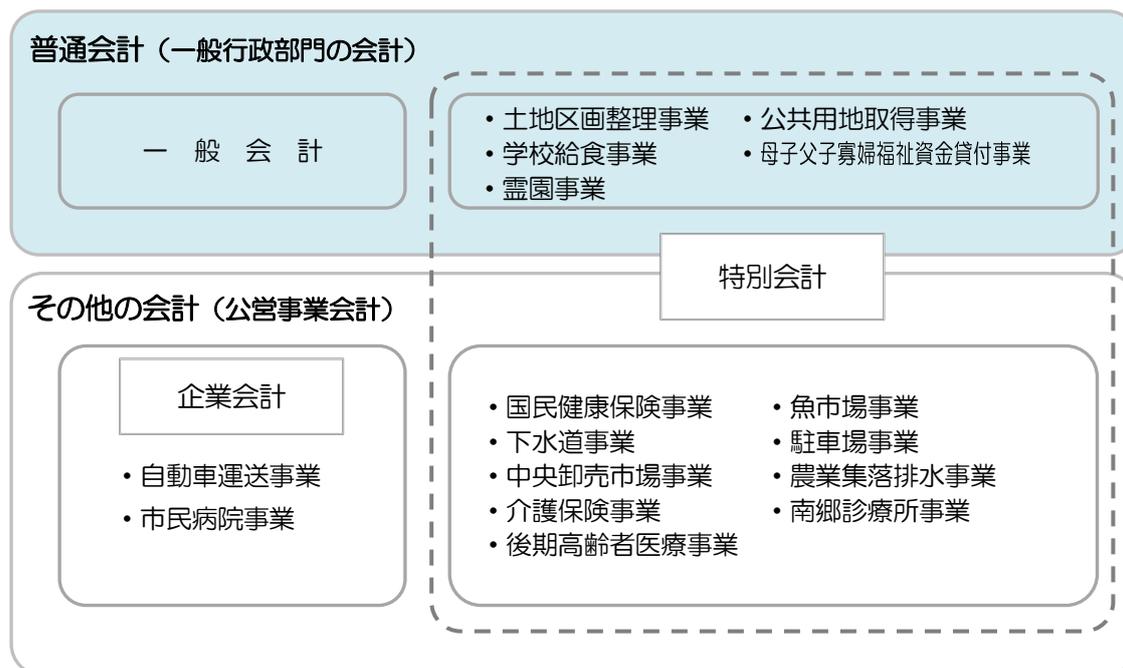
参照先：八戸市ホームページ>八戸市の紹介>資料・データ>財政>八戸市の財政
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,83293,35,56.html>

2) 本書が扱う会計区分

地方公共団体の会計は、「一般会計」と「特別会計」に区分されていますが、自治体毎に一般会計が網羅する範囲や設置される特別会計が異なるため、単純な比較ができません。

このため、総務省が実施する「地方財政状況調査」では、「普通会計」という共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各団体間の財政比較ができるようにしています。

本書では、特に断り書きのない限り、この「普通会計」を基準としています。普通会計の範囲は、下図を御覧ください。



■平成 30 年度歳入歳出決算

1) 歳入

1,071 億 646 万円 (前年度比 27 億 5,569 万円、2.6%増)

市税や連携中枢都市圏振興基金負担金等の諸収入などが減少したものの、大規模建設事業(屋内スケート場、総合保健センターなど)の整備のため市債を活用したことから、前年度と比較して 27 億 5,569 万円 (2.6%) の増となりました。

2) 歳出

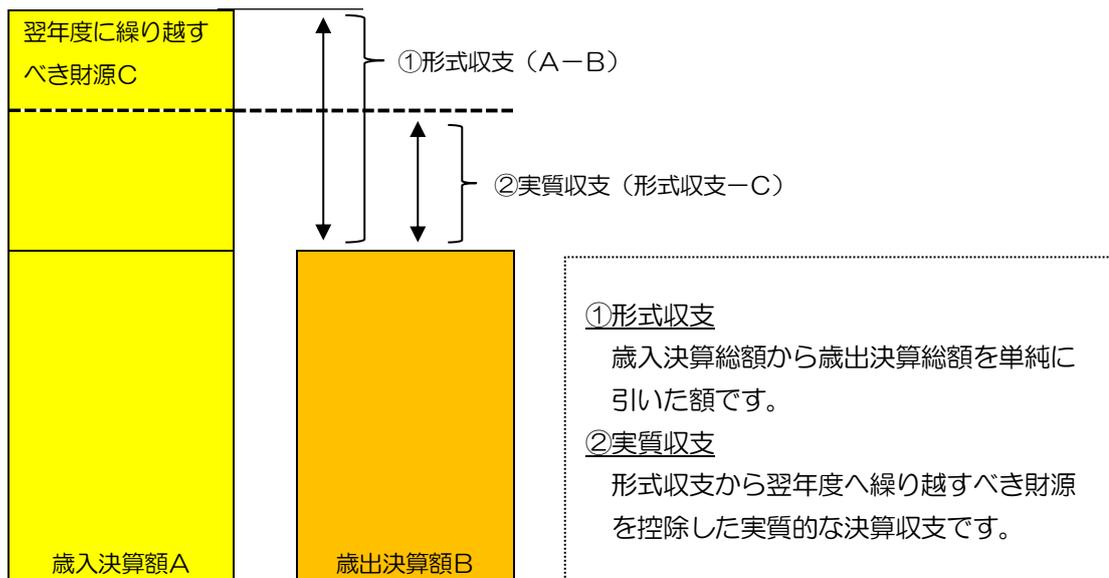
1,033 億 3,063 万円 (前年度比 20 億 4,941 万円、2.0%増)

財政調整・市債管理基金積立金や公債費などが減少したものの、屋内スケート場整備事業、総合保健センター整備事業などの増加により、前年度と比較して 20 億 4,941 万円 (2.0%) の増となりました。

3) 実質収支

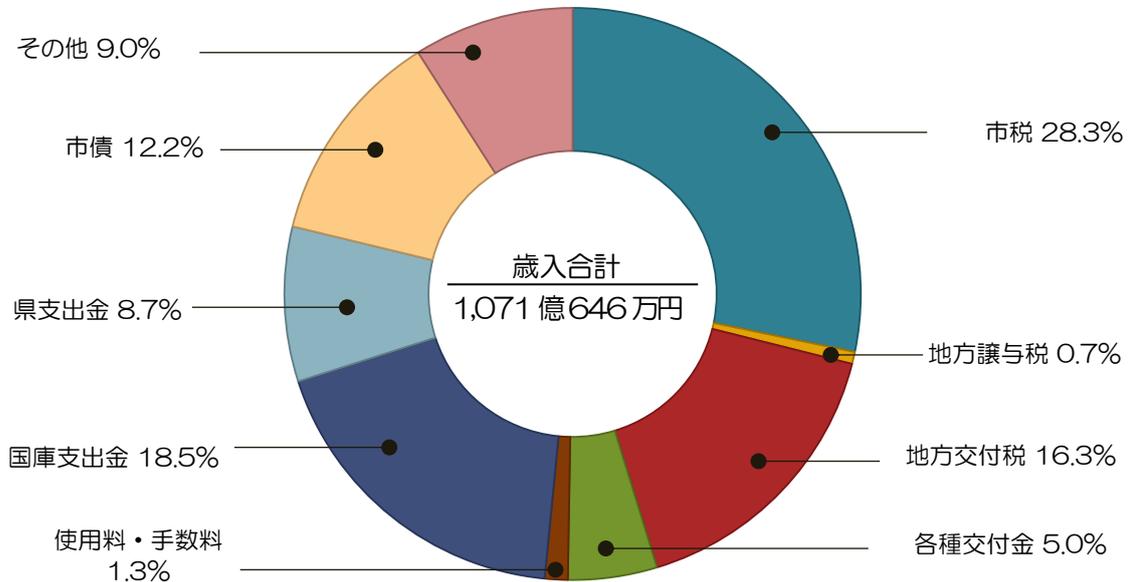
22 億 4,263 万円 (前年度比 4 億 5,710 万円増)

◆形式収支、実質収支とは？



4) 歳入の内訳

グラフ 1：歳入決算額の構成（平成 30 年度）



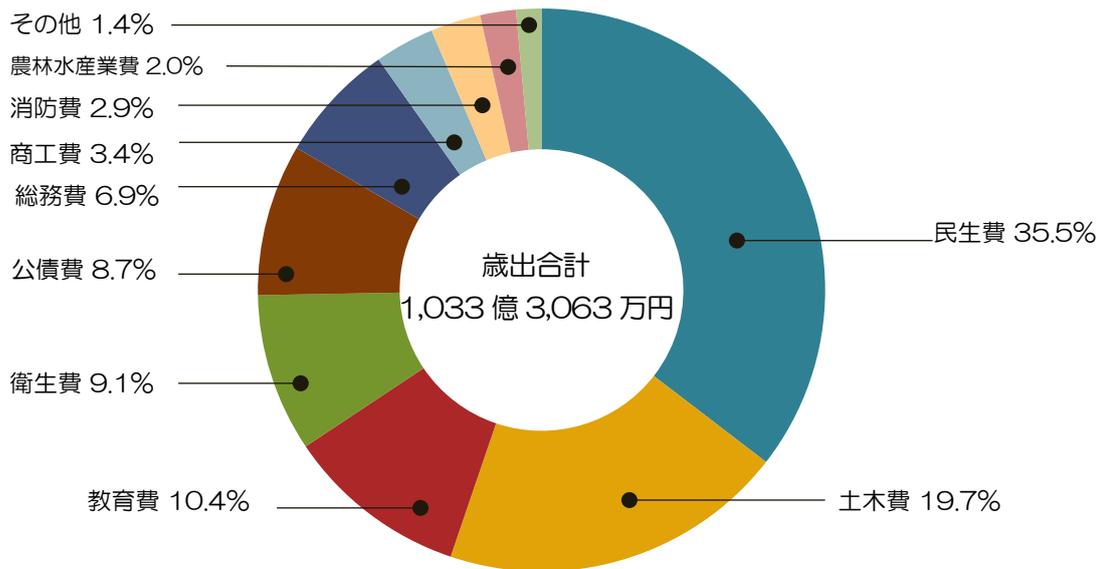
区 分		決算額	主な内訳
市税	市が課税権の主体である地方税	302 億 6,453 万円	市民税 132 億円 固定資産税 146 億円
地方譲与税	自動車重量譲与税や地方揮発油税など 国税として徴収され一定の交付基準に基づいて、地方公共団体に譲与される税	7 億 2,560 万円	自動車重量譲与税 5 億円 地方揮発油譲与税 2 億円
地方交付税	国税 5 税の一定割合を原資として、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスを提供できるように国から地方に交付されるもの	174 億 9,333 万円	普通交付税 133 億円 特別交付税 19 億円 震災復興特別交付税 23 億円
各種交付金	利子割交付金や地方消費税交付金など	53 億 5,535 万円	地方消費税交付金 45 億円
使用料及び手数料	公共施設や、ごみ処理、諸証明発行などのサービスの利用者が、その受益の対価として条例に基づき納めるもの	13 億 7,641 万円	市営住宅使用料 5 億円 廃棄物収集手数料 3 億円 廃棄物埋立処分手数料 1 億円
国庫支出金	国が用途を特定して市町村に交付する資金の総称	198 億 1,790 万円	生活保護費負担金 52 億円、 子どものための教育・保育給付交付金 37 億円
県支出金	県が用途を特定して市町村に交付する資金の総称	93 億 6,306 万円	子どものための教育・保育給付交付金 17 億円 障がい者自立支援給付費等負担金 13 億円
市債	市が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの	130 億 6,858 万円	臨時財政対策債 41 億円 都市計画事業債 26 億円
その他	基金からの繰入金や諸収入など	96 億 4,170 万円	前年度繰越金 31 億円、諸収入 30 億円、基金等繰入金 28 億円

5) 歳出の内訳

歳出の内容を、行政目的別の分類である「目的別歳出」と、経費の経済的性質による分類である「性質別歳出」の2つの分類で表しました。

(1) 目的別歳出

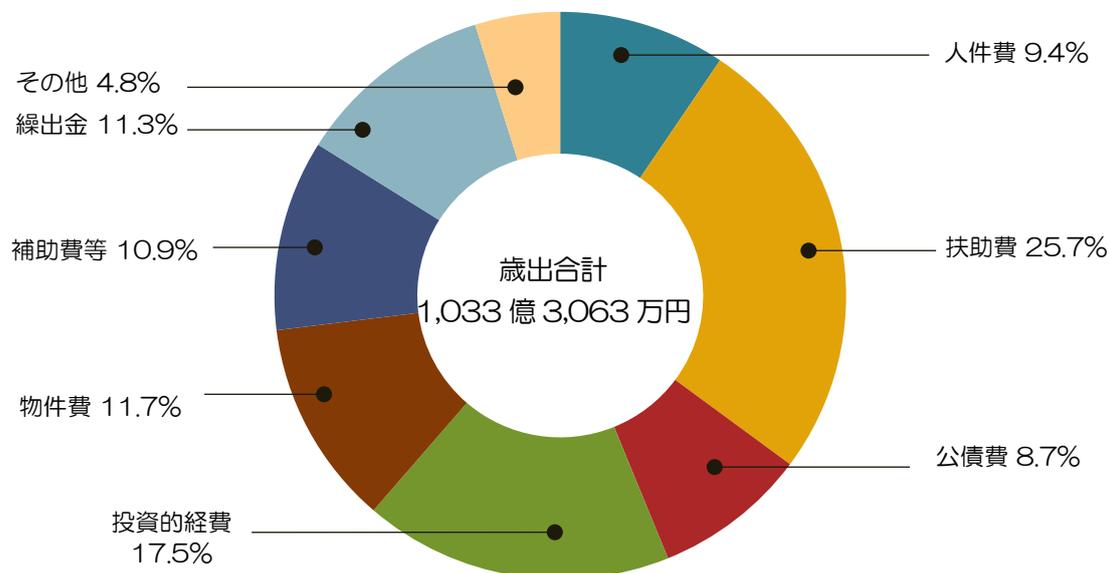
グラフ2：目的別歳出の構成（平成30年度）



区 分		決算額	主な内訳
民生費	高齢者、児童、障がい者などの福祉の充実などの経費	366億 4,049万円	児童福祉費 132億円、社会福祉費 90億円、生活保護費 75億円、老人福祉費 70億円
土木費	道路、公園や市街地の整備などの経費	203億 9,205万円	道路橋りょう費 48億円、下水道費（繰入金） 31億円、区画整理費等 92億円、公園費 10億円、公営住宅費 8億円
教育費	学校教育、学校施設整備や文化・スポーツの振興などの経費	107億 7,711万円	教育総務費 36億円、小中学校費 24億円、学校給食費 20億円、社会教育費 18億円
衛生費	保健衛生や予防接種などの経費やごみ・し尿処理などの経費	93億 8,474万円	保健衛生費 58億円、清掃費 29億円、保健所費 7億円
公債費	借入れた市債の返済金	90億 71万円	元金 85億円、利子 5億円
総務費	庁舎管理、徴税、戸籍、住民基本台帳事務、基金積立などの経費	70億 7,496万円	徴税費 9億円、戸籍・住民基本台帳費 4億円、基金積立 3億円
商工費	商工業、観光の振興などの経費	35億 1,324万円	商工業振興貸付金 10億円
消防費	消防、防災などの災害対策の経費	29億 5,821万円	一部事務組合負担金 29億円
農林水産業費	農業、畜産業、水産業の振興などの経費	21億 438万円	農林業費 5億円、水産業費 11億円
その他	議会運営や雇用政策などの経費	14億 8,474万円	議会費 6億円 自動車運送事業会計出資金等 8億円

(2) 性質別歳出

グラフ 3：性質別歳出の構成（平成 30 年度）

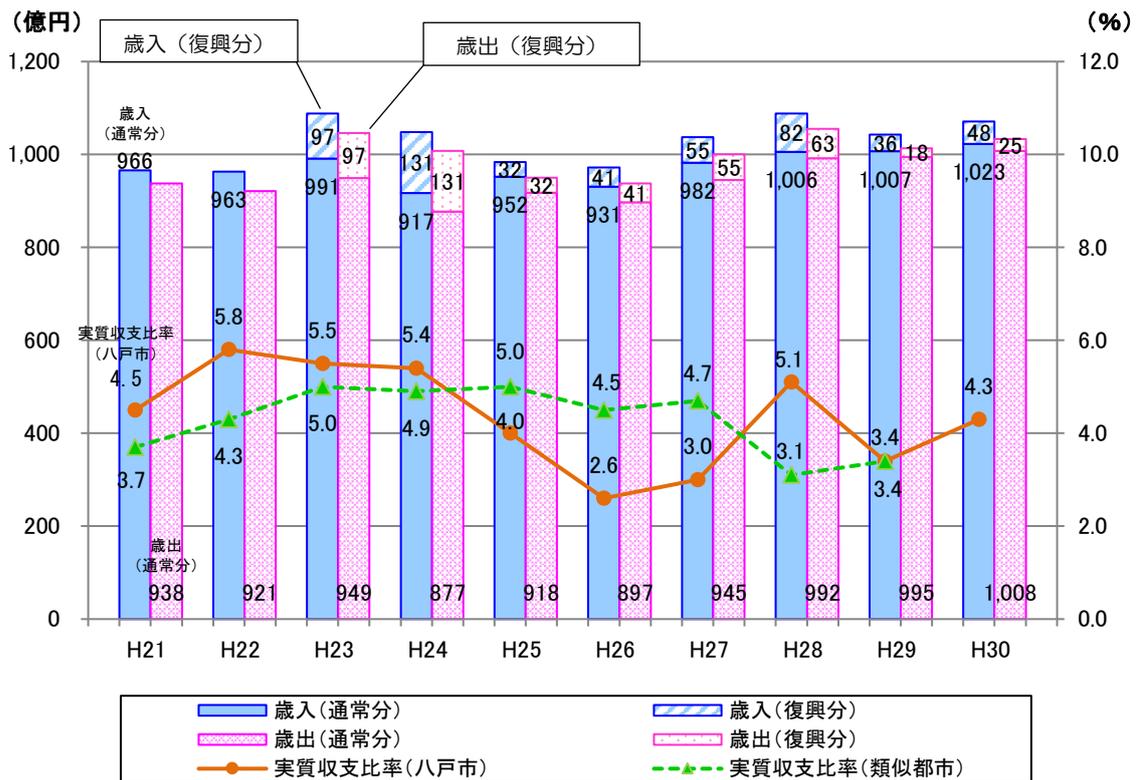


区 分	決算額	主な内訳	
人件費	職員給与や市議会議員報酬、各種委員会報酬、特別職給与など	97 億 5,716 万円	職員給 62 億円 共済組合等負担金 14 億円
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費	265 億 5,012 万円	児童福祉費 116 億円 生活保護費 68 億円 社会福祉費 58 億円
公債費	借入れた市債の返済金	90 億 71 万円	元金 85 億円 利子 5 億円
投資的経費	社会資本形成となるもので、普通建設事業費や災害復旧事業費など	180 億 6,563 万円	土木費 126 億円 教育費 14 億円 衛生費 10 億円
物件費	賃金、旅費、役務費、委託料などの消費的経費	121 億 885 万円	委託料 73 億円 需用費 29 億円 役務費 4 億円 賃金 3 億円
補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費	112 億 3,408 万円	一部事務組合負担金 46 億円 市民病院への負担金 16 億円 バス事業への補助金 4 億円
繰出金	特別会計に移転されて支出される経費	116 億 3,574 万円	下水道事業繰出金 33 億円 介護保険事業繰出金 29 億円 後期高齢者医療事業 29 億円 国民健康保険事業 23 億円
その他	維持補修費（市が管理する公共施設などの修繕・維持経費）や積立金（特定の目的のために設けられた基金などの積立金）など	49 億 7,835 万円	投資・出資・貸付金 21 億円 積立金 19 億円 維持補修費 11 億円

■決算規模と実質収支比率の推移

- ◇ 近年の当市の歳入歳出決算額は、800 億円台から 1,000 億円規模へと増加傾向で推移してきました。特に、21 年度以降はリーマンショック後に行われた全国的な経済対策に対応した地方財政措置が取られたことにより増加し、23～24 年度には、震災復旧・復興事業により一段と増加して、1,000 億円台となりました。
- ◇ 25 年度からは、震災復旧事業費が減少したことから規模が縮小しましたが、リーマンショック後の地方財政措置として、地方の一般財源総額を維持するという方針が継続されていることなどから、21 年度以前と比較すると高い決算規模を維持しています。**グラフ4**
- ◇ また、団体の一般財源の標準的大きさを示す「標準財政規模」に対する実質収支の割合である実質収支比率は、おおむね 3～5%が望ましいとされていますが、これまでの推移を見ると、適正な規模の黒字額を保っています。この黒字となる額は、翌年度の予算に繰り越され、補正予算を編成する際の財源として有効に活用されています。

グラフ 4：歳入歳出決算額と実質収支比率の推移

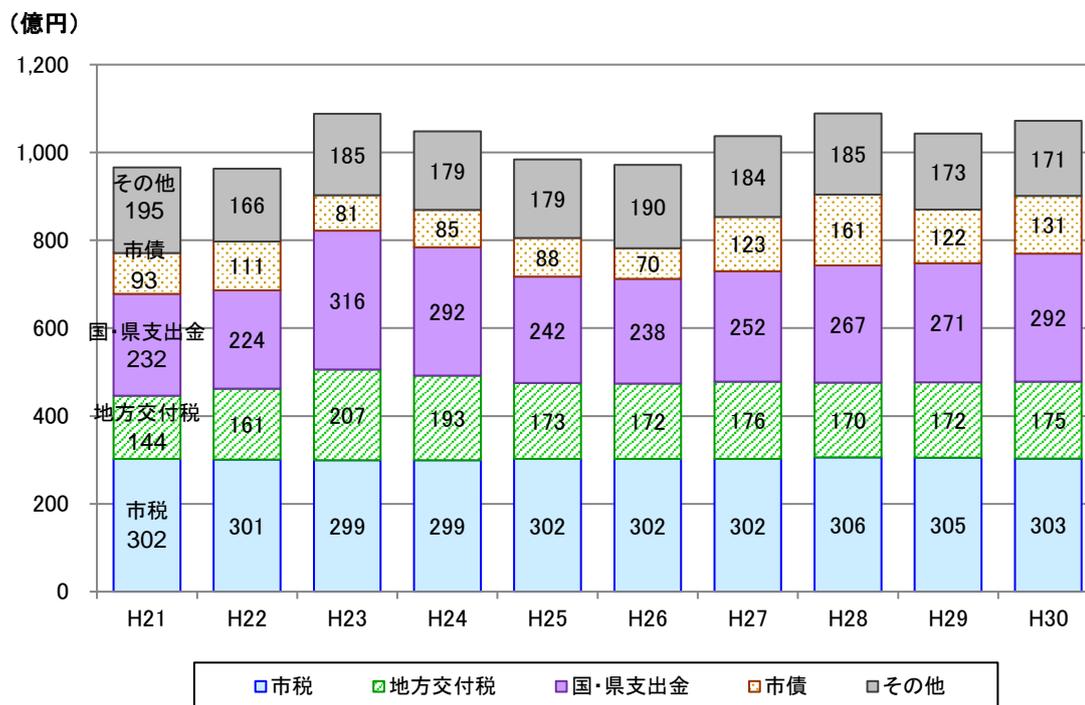


■歳入の推移

1) 歳入の主なもの

- ◇ 歳入の主な内訳は、市税のほか、国から交付される地方交付税や国庫支出金、県から交付される県支出金、市債（家計でいうローン）などです。
- ◇ 21年度以降、市税はほぼ横ばいですが、リーマンショック後の国の経済対策に伴う地方交付税や国庫支出金の増加、23年度以降は震災復旧・復興のための財源である地方交付税、国・県支出金などの増加などから、歳入全体では1,000億円前後で推移しています。グラフ5
- ◇ 30年度は、市税や連携中枢都市圏振興基金負担金等の諸収入などが減少したものの、大規模建設事業（屋内スケート場、総合保健センターなど）の整備のため市債を活用したことから、前年度と比較して27億5,569万円（2.6%）の増となりました。

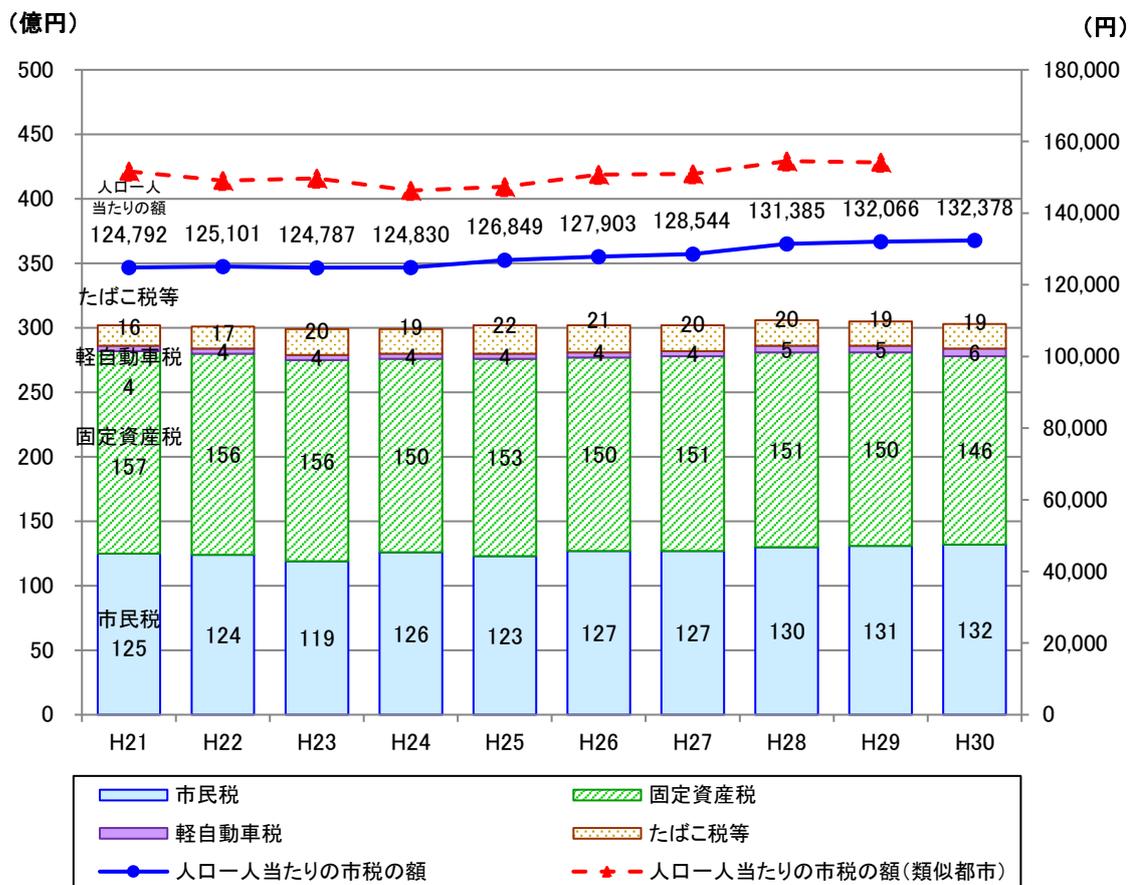
グラフ5：歳入決算額の推移



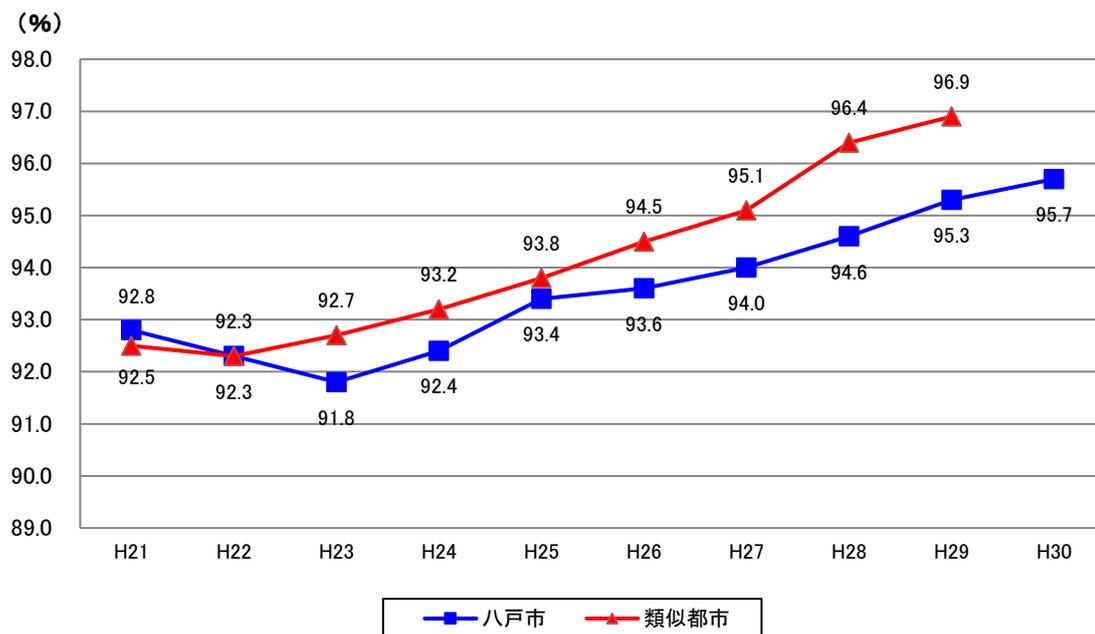
2) 市税の状況

- ◇ 市税は、自前の収入である自主財源であり、かつ用途の特定されない一般財源でもあります。自分たちのことは自分たちで決めるという「住民自治」の原則からすると、最も重要で使用しやすい財源です。主な税目は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税であり、そのうち市民税、固定資産税が大部分を占めています。
- ◇ 市税は、歳入のおおむね3割台と最も大きな割合を占めており、20年度は327億円でありました。21年度以降は、リーマンショック後の景気低迷等により減少したものの、300億円前後で推移しています。**グラフ6**
- ◇ 30年度は、市民税のうち個人市民税が納税義務者数の増、法人税が主に金融・保険業、鉱業等の法人税割額の増により増加した一方、固定資産税のうち、土地は地価下落により、償却資産は東日本大震災に係る課税免除等増加等により減少となりました。市税全体では、前年度と同程度の303億円でした。
- ◇ 市税徴収率は、23年度まで下降してきておりましたが、24年度から毎年上昇しているものの、類似都市を下回っている状況です。**グラフ7**

グラフ6：市税決算額の推移



グラフ 7：市税徴収率の推移（類似都市比較）



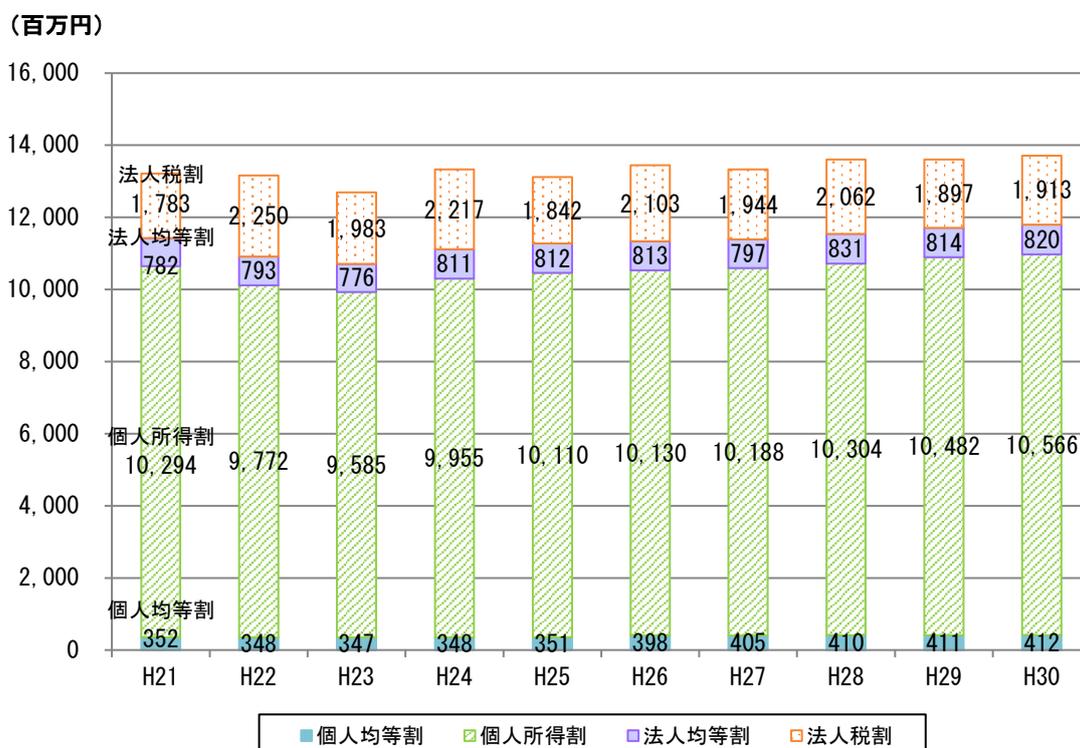
※グラフの徴収率は滞納繰越分を含んだ率。現年課税分の場合、30年度は八戸市 98.8%、
 (H29 類似都市平均 99.2%)

(1) 市民税について

- ◇ 市税収入の約4割を占める市民税は、個人に課税される個人市民税と、企業等に課税される法人市民税の2つに分けられます。更に、それぞれが均等割、所得や利益等に応じて課税される個人所得割と法人税割に区分されます。
- ◇ これまでの推移を「グラフ8」で見ると、個人市民税の割合が高いこと、法人市民税と比較して個人市民税が安定的に推移していることが分かります。一方、法人市民税（特に法人税割）は変動が大きくなっています。これは、企業等の収益の増減によるなど、景気の影響を受けやすいためです。
- ◇ 21年度からは、リーマンショック後の景気の低迷により、以前に比べ法人税割が減少し、個人所得割も個人所得の落ち込みなどにより減少しました。その後、個人市民税は15歳以下の年少扶養親族に係る扶養控除の廃止や、個人所得の上昇や納税義務者の増加などにより、徐々に増加してきました。一方、法人市民税は比較的小さい波で増減を繰り返す状況が続いています。
- ◇ 法人市民税のうち法人税割については、26年度（10月以降）からは税率が14.7%から12.1%（制限税率）に変更されています。これは法人税割の一部（税率軽減分）が、地域間の税源の偏在を是正し、財政力の格差の縮小を図る目的で、地方交付税の原資（国が集める税金）とされたためです。

グラフ8：市民税調定額の推移

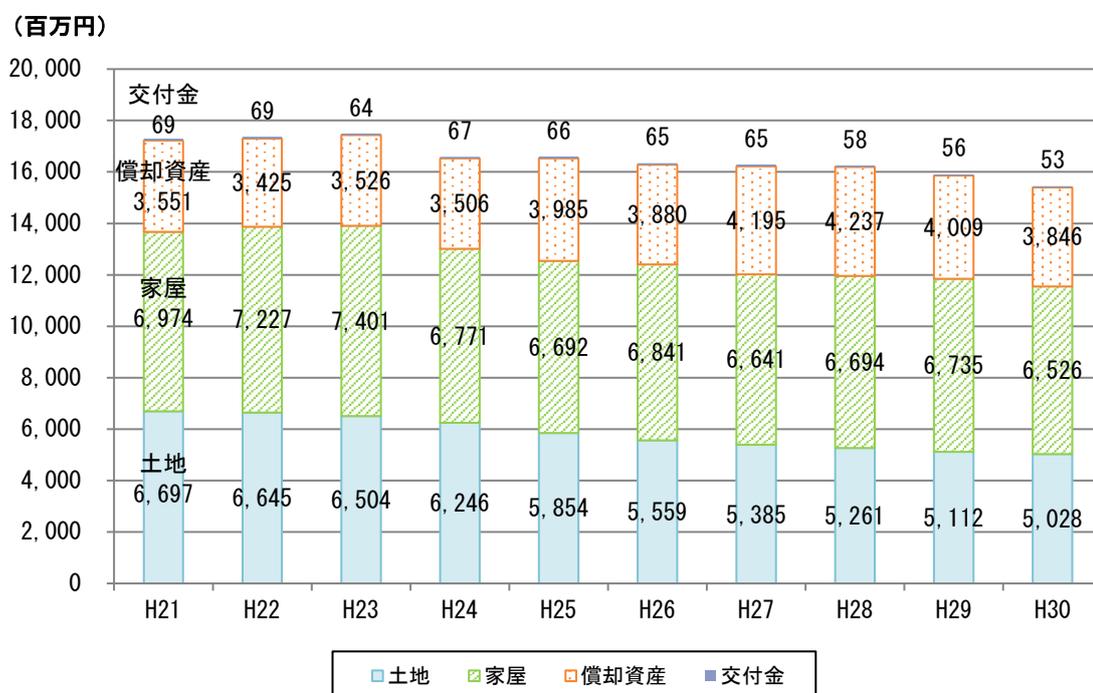
※調定額＝現年分と滞納繰越分を合わせた額



(2) 固定資産税について

- ◇ 固定資産税は、土地、家屋、償却資産など固定資産の所有者に資産価値に応じて課税されます。市税の約5割を占め、市民税との比較でも増減の振れ幅が小さく、安定性が高い財源です。
- ◇ これまでの推移を「グラフ9」で見ると、家屋への課税額が最も多く、次いで土地、償却資産となっています。家屋は、3年毎に価格評価が行われ、評価替えのたびに課税額が減少し、その後、新家屋の建設などに伴い増加するサイクルとなっています。
- ◇ 土地は、21年度以降減少が続いており、30年度までの間に課税額で約20億円減少しました。比較的安定性の高い税目ですが、21年度以降は、土地、家屋の課税額の減少に伴い、少しずつ減少してきているのが最近の傾向です。

グラフ9：固定資産税（内訳別）調定額の推移



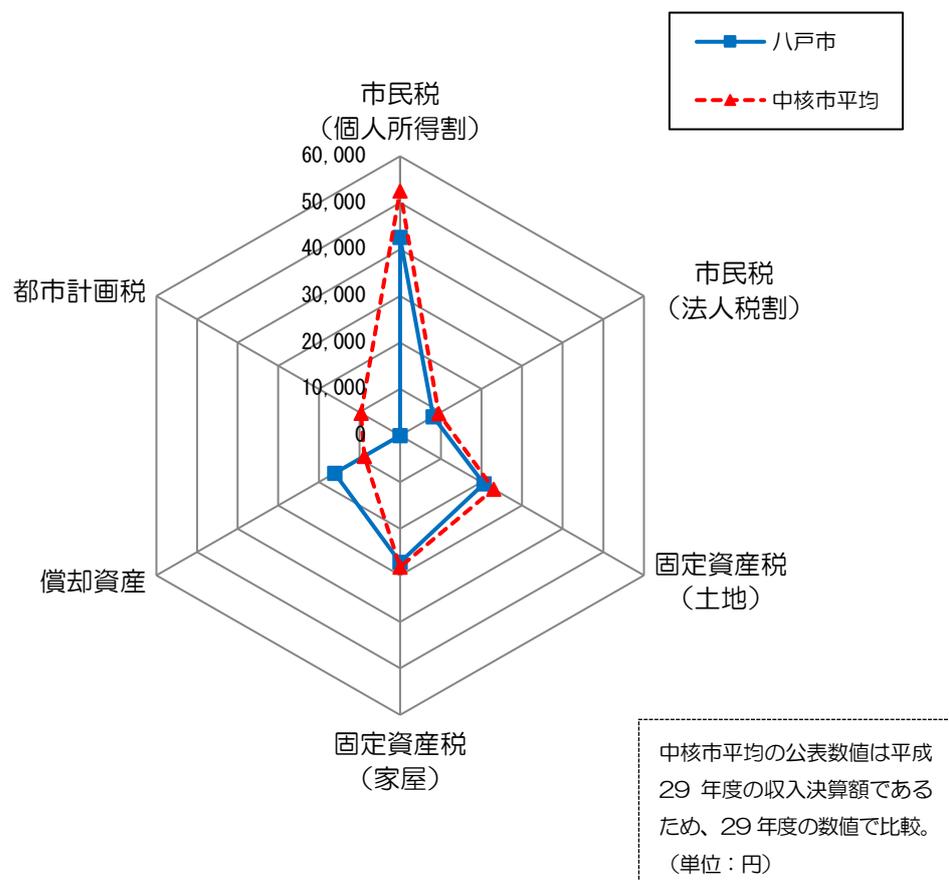
※東日本大震災に係る改正地方税法等の特例適用による減収

23年度以降、復興特区における課税免除等の措置により、23年度は約1億円、24年度は約3億円、25年度は約7億円、26年度は約6億円、27年度は約7億円、28、29及び30年度は約11億円が市民税及び固定資産税(いずれも多くは法人関係の税収)から減収となっており、その相当額が各年度の震災復興特別交付税で措置されています。

(3) 人口一人当たりの市税

- ◇ 人口一人当たりの市税を、類似都市である中核市の平均値と比較したのが **グラフ 10** です。個人所得が相対的に低いことの結果として、個人所得割で類似都市平均を下回っています。
- ◇ また、当市の特徴である産業集積の結果として、償却資産が上回っていることが確認できます。

グラフ 10：人口1人当たりの市税内訳（中核市比較）

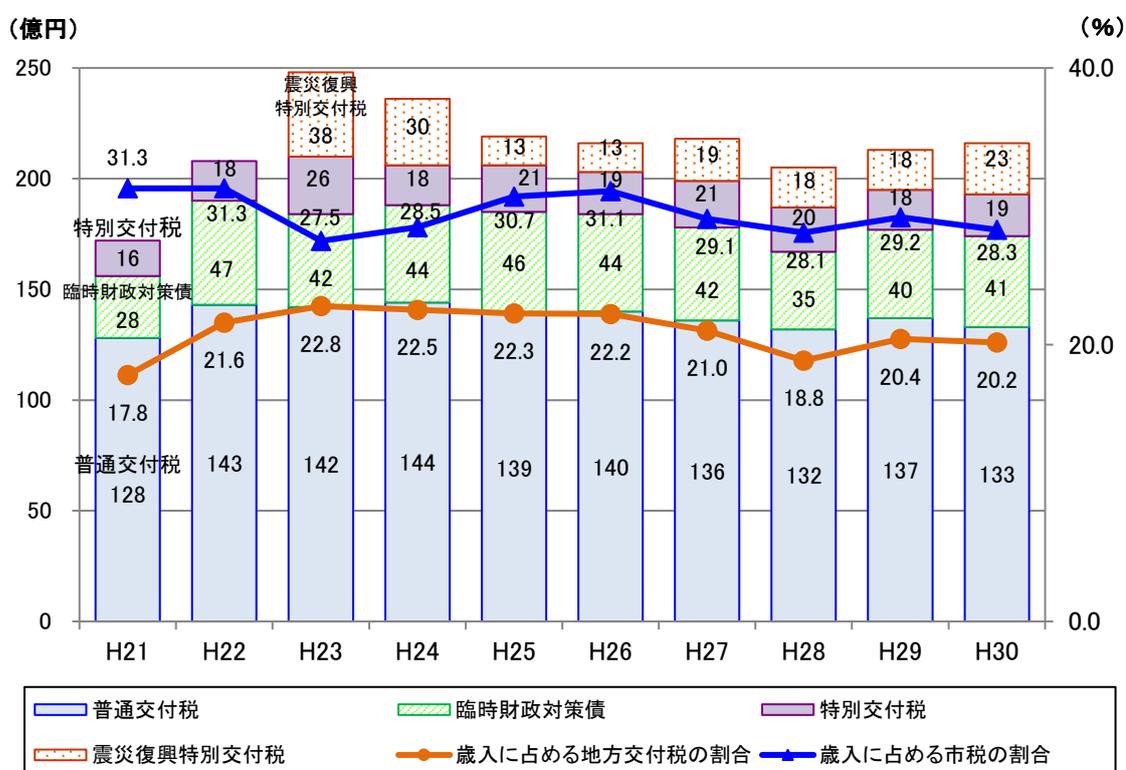


※都市計画税 … 都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業などの財源とするために、市町村が賦課することができる「目的税」です。市街化区域内にある土地・建物の所有者に課税されますが、八戸市では徴収していません。

3) 地方交付税の状況

- ◇ 地方公共団体の姿は、人口、面積、産業などによって様々な違いがあり、この違いは税収の差などの「財政力」の格差となって表れます。一方では、どの地域でも道路等の整備、ごみや下水の処理、福祉や教育など、生活に欠かすことのできない一定の行政サービスを提供していくことが必要となります。
- ◇ こうした税源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本の提供に必要な財源を保障するため、国から交付されるのが地方交付税です。
- ◇ これまでの推移では、21年度以降はリーマンショック等の影響から市税収入が減少し、一方で地方交付税や、交付税から振り替えられた市債である「臨時財政対策債」が増加しました。23年度からは、震災復興・復興の財源として、震災復興特別交付税が加わっています。**グラフ11**
- ◇ 30年度の地方交付税額は175億円で、前年度と比較すると3億円の増となりました。その内訳は、普通交付税は133億円で前年度比4億円の減、特別交付税は19億円で前年度比1億円の増、震災復興特別交付税は復興事業の進捗による事業費の増加に対応し、123億円で前年度比5億円の増となりました。

グラフ11：地方交付税の推移

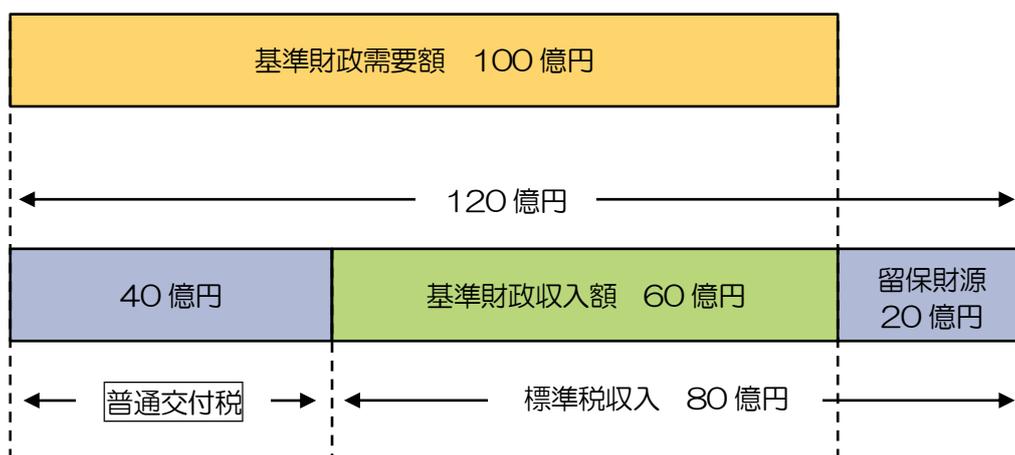


※グラフ中「歳入に占める地方交付税の割合」は、交付税総額に臨時財政対策債を加えた額の率。

◆地方交付税の仕組み

- ◇ 各自治体の普通交付税は、「基準財政需要額」－「基準財政収入額」（基準財政需要額と基準財政収入額の差）で求められます。【下図参照】
- ◇ 基準財政需要額は、人口などの客観的な指標に基づいて標準的な行政を行った場合に必要となるであろう経費、基準財政収入額は、その自治体で標準的に収入されるであろう税収の一定割合（＝75%）とされています。残りの25%は、留保財源と呼ばれます。
- ◇ また、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合（3カ年平均）が財政力指数となります（28p参照）。通常、団体間の人口や面積などの違いで、基準財政需要額の規模は異なりますが、基準財政需要額が同規模の団体で比較した場合は、財政力指数の高い団体ほど、留保財源が多くなります。

【地方交付税算定の仕組み（例）】 ※自治体によって、下図の構成は異なります。



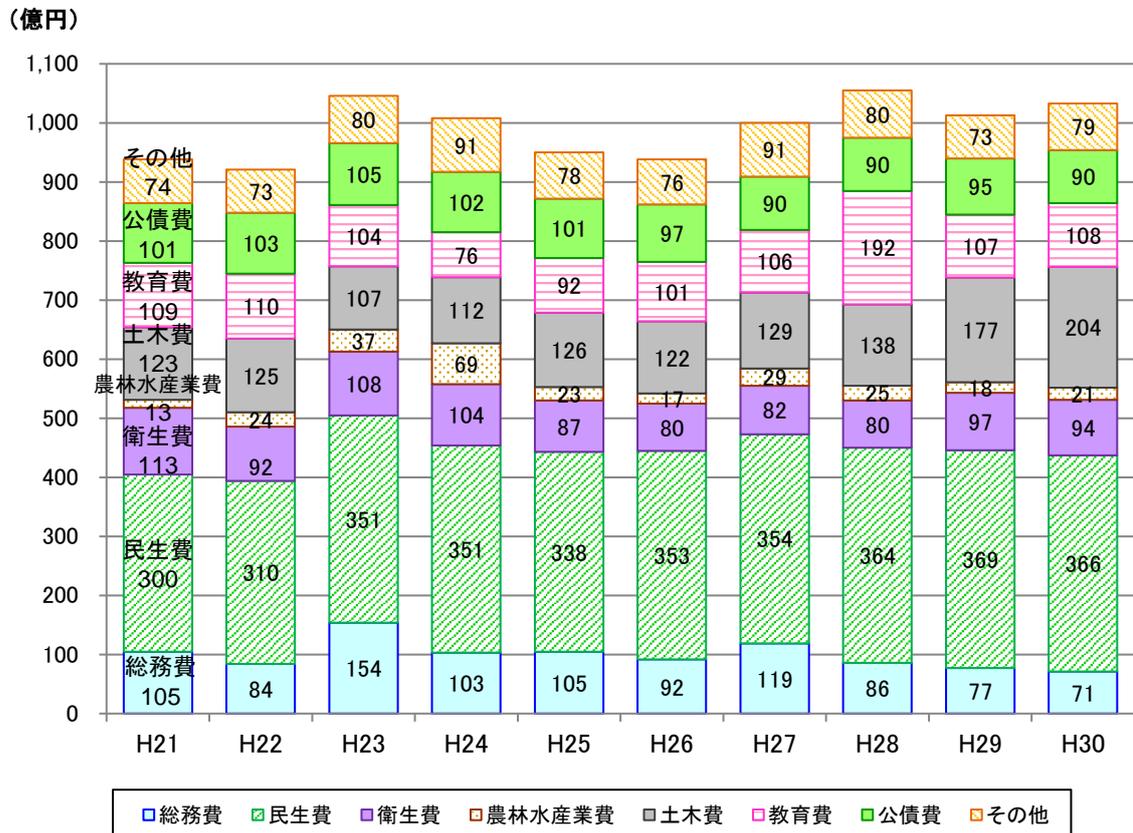
■歳出の推移

1) 目的別歳出

- ◇ 目的別歳出は、経費を行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類することであり、予算や決算の科目である「款(かん)」の区分を基準にしています。
- ◇ これまでの推移では、民生費が最も大きな比率を占め、扶助費や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計(注)への繰出金の増の影響などで増加しています。また、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業費(注)が、民生費の災害救助費として、23年度は27億円、24年度は25億円支出されました。**グラフ12**
- ◇ 30年度は、総務費(財政調整基金積立金や市債管理基金積立金)や公債費等が減少したものの、土木費(屋内スケート場や新大橋整備)や商工費(新産業団地や旧テクノフロンティア用地等購入費)の増加により前年度と比較して20億5,041万円(2.0%)増の1,033億円となりました。

(注) 後期高齢者医療特別会計への繰出金、災害廃棄物処理事業費は、一般会計上は衛生費で計上されていますが、普通会計上の処理として民生費としています。

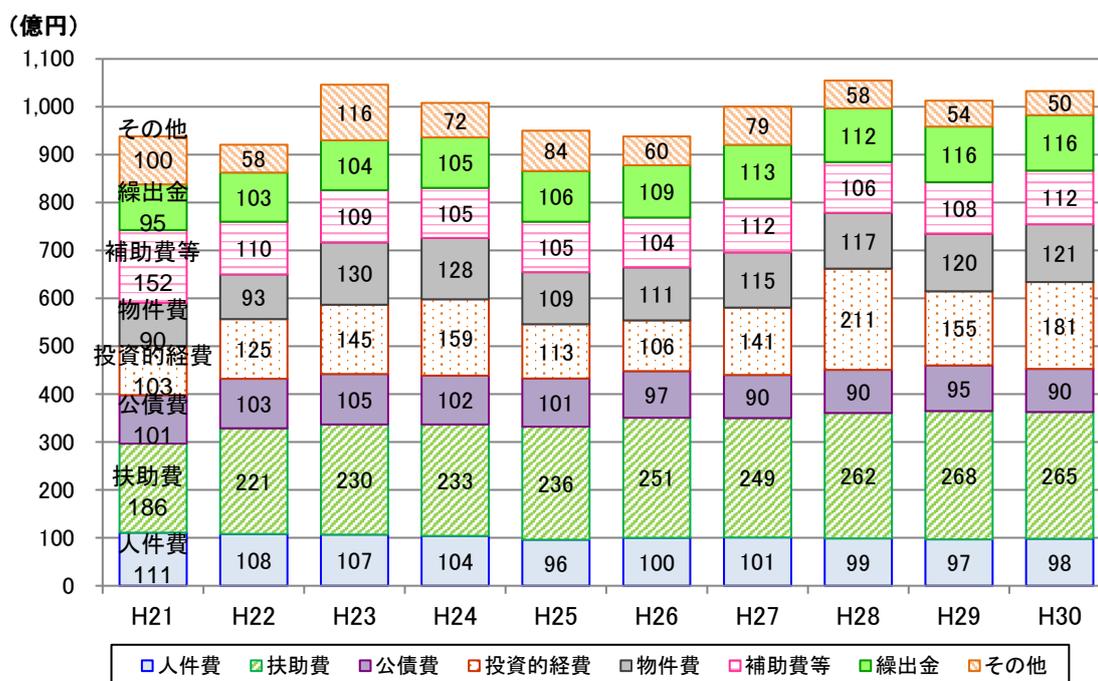
グラフ12：目的別歳出の推移



2) 性質別歳出

- ◇ 性質別歳出は、経済的な性質を基準として、人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、繰出金などに分類することであり、財政を分析する手法として重要とされています。
- ◇ 地方公共団体の経費の構造を見る場合、この性質別歳出をもとに「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類する方法があります。
 - 義務的経費・・・人件費、扶助費、公債費
 - 投資的経費・・・普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費
 - その他の経費・・・物件費、補助費等、繰出金など上記以外の経費
- ◇ これまでの推移では、扶助費は増加、公債費は横ばい、人件費は減少傾向で、扶助費の増が人件費の減を上回った結果、義務的経費は増加しました。グラフ 13
- ◇ 投資的経費は、21年度以降、新規施設の整備や国の経済対策に対応した既存施設改修費の増、震災復旧・復興事業などにより毎年100億円を超えています。
- ◇ また、その他の経費では、21年度は国の経済対策交付金を原資とした地域活性化公共投資基金積立金の増により、23年度は国・県支出金や特別交付税を原資とした震災復興基金、東日本大震災復興交付金基金の積立金により増加しました。
- ◇ 30年度は、公債費や扶助費（自立支援給付費、施設型等給付費）が減少した一方で、投資的経費（屋内スケート場や総合保健センター整備）が増加しています。

グラフ 13：性質別歳出の推移



3) 各費目の推移

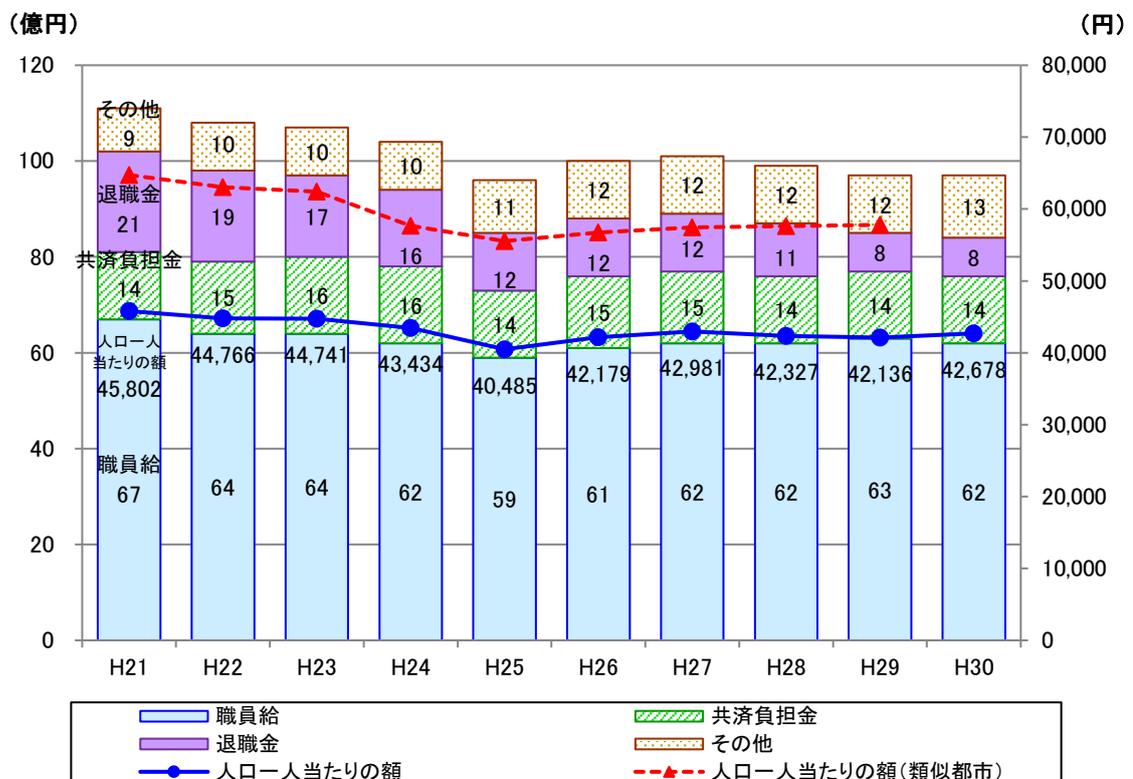
(1) 人件費の推移

- ◇ 人件費は、市職員の給与、退職手当、共済負担金が主な内容ですが、その他に議員報酬、各種委員報酬、特別職給与などが含まれます。
- ◇ 義務的経費の一つであり、主に一般財源で賄われる経費であることから、歳出に占める比率が増加することは、財政構造の硬直化を招くとされています。
- ◇ 本市では、行財政改革の一環として、職員給与の適正化や事務の合理化、業務の民間委託などを進めることで、適正な定員管理に努めてきました。その結果、歳出全体に占める人件費の割合は、21年度の11.8%から30年度は9.4%に減少しました。また、金額では、21年度の111億円から30年度は98億円まで減少しています。

グラフ 14

- ◇ 人口一人当たりの人件費を類似都市と比較すると大きく下回っていますが、これは、本市がし尿やごみ処理、消防などの事務を一部事務組合で共同処理しており、これらに係る人件費は補助費等（負担金）に分類されるためです。一部事務組合に対する負担金のうち、本市負担の人件費相当額を加味した30年度の人口一人当たりの金額は、約53,000円であり、類似都市の約58,000円に近づくものの、下回っています。

グラフ 14：人件費の推移



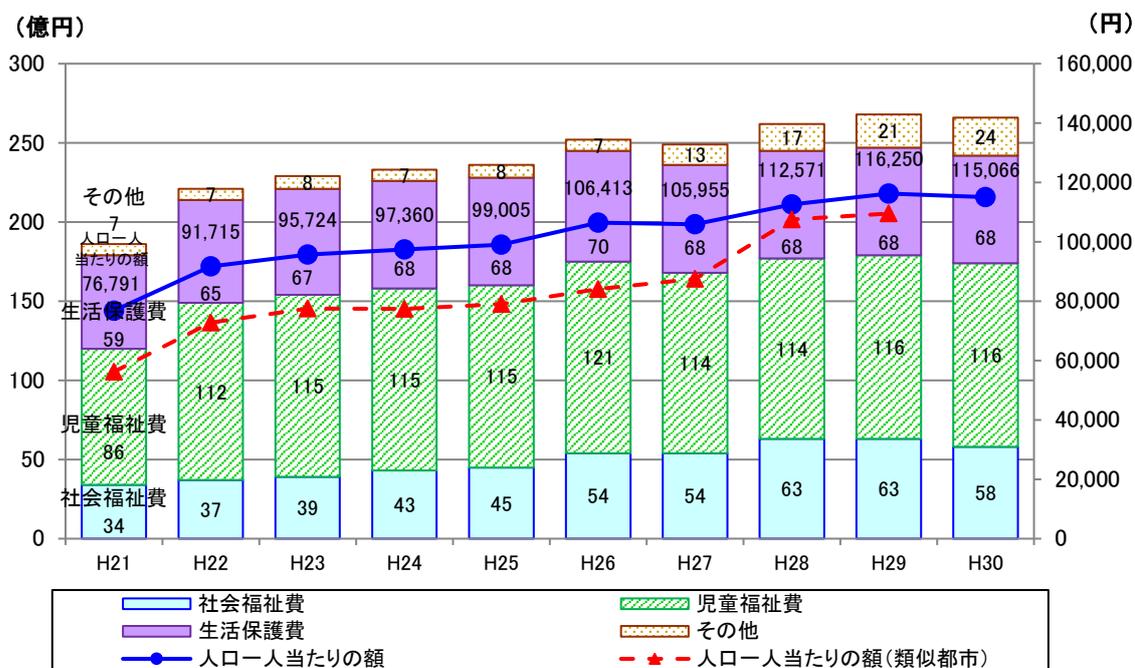
(2) 扶助費の推移

- ◇ 扶助費の主な内容は、生活保護費のほか、児童福祉費では私立保育所運営費や児童手当、児童扶養手当、社会福祉費では障がい者福祉に係る各種サービス費となっています。
- ◇ 国・県支出金が財源となる場合が多い一方、義務的経費の一つであるため、歳出に占める比率の増加は、財政構造の硬直化を招くとされており、その比率は、20年度以降21.3%から26.5%へ、金額は182億円から268億円へと86億円増加しました。

グラフ 15

- ◇ その主な理由は、生活保護費が被保護者の増加により、児童福祉費が22年度に児童(子ども)手当の給付対象が中学生まで拡充されたことに伴い、社会福祉費が障がい者福祉サービスの拡充に伴い、それぞれ増加したためです。
- ◇ 30年度は、臨時福祉給付金の減等により前年度から減少しています。人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると、当市が上回っています。

グラフ 15：扶助費の推移



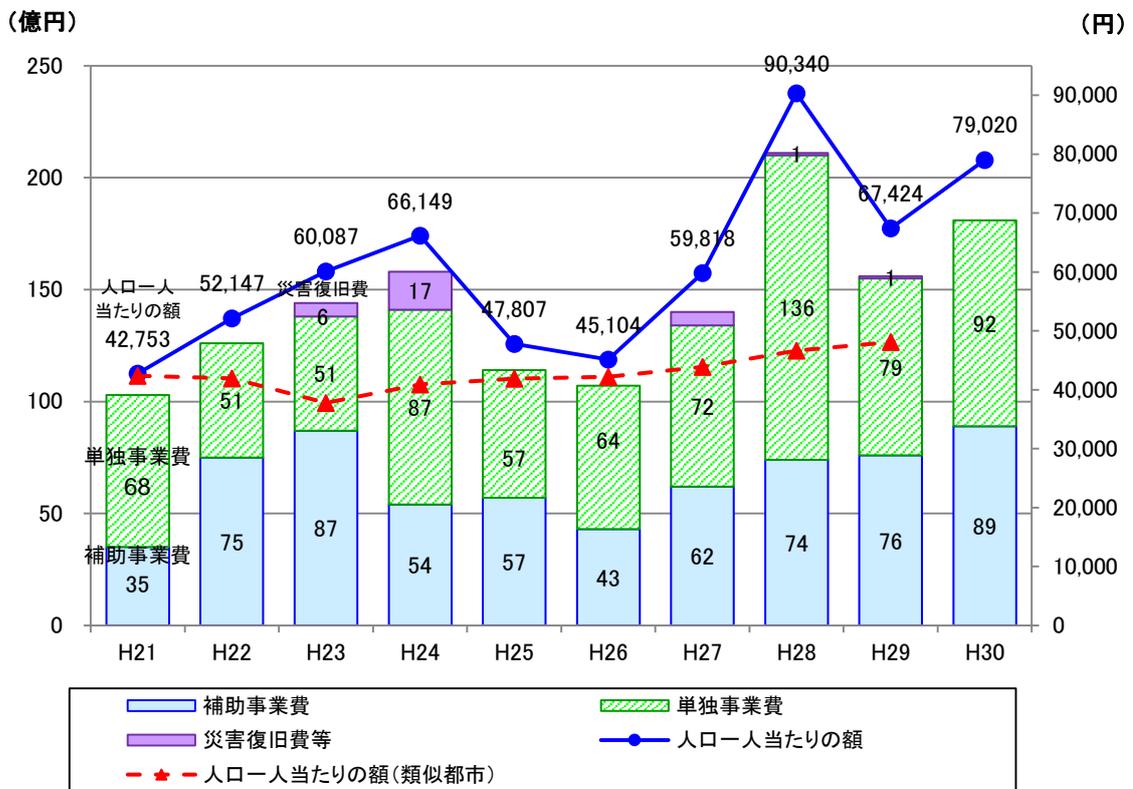
(3) 投資的経費の推移

- ◇ 投資的経費の大部分を占める普通建設事業費は、道路、橋りょう、河川等の公共土木関連施設、学校等文教施設、農林水産施設、公営住宅、公民館、庁舎等の公共用、公用施設の新設・増設、改良事業費、用地等の取得費など、建設事業に要する経費です。
- ◇ これまでの推移では、21年度から24年度までは増加傾向にありました。是川縄文館、八戸ポータルミュージアム、一般廃棄物最終処分場、HACCP対応型魚市場などの新規施設整備のほか、国の経済対策に対応して実施した既存施設の改修工事や、小中学校の耐震化工事、柏崎小学校の建て替え、災害復旧への対応などを進めてきたためです。

グラフ 16

- ◇ 当該経費は、各都市の政策や事情により特色の出る経費であり、また臨時的経費とされ年度間の増減も大きくなります。類似都市の人口一人当たりの金額と比較すると、22年度以降は当市が上回り、24年度まではその差が広がりました。震災復旧・復興分に係る投資もその要因に含まれます。その後、26年度までは類似都市並みとなりました。
- ◇ その後、27年度から28年度は西白山台小学校建設事業、西地区給食センター整備事業や多賀多目的運動場整備事業等により増加し、30年度は屋内スケート場整備事業、総合保健センター整備事業などの増加により、全体として26億円（16.5%）の増となりました。

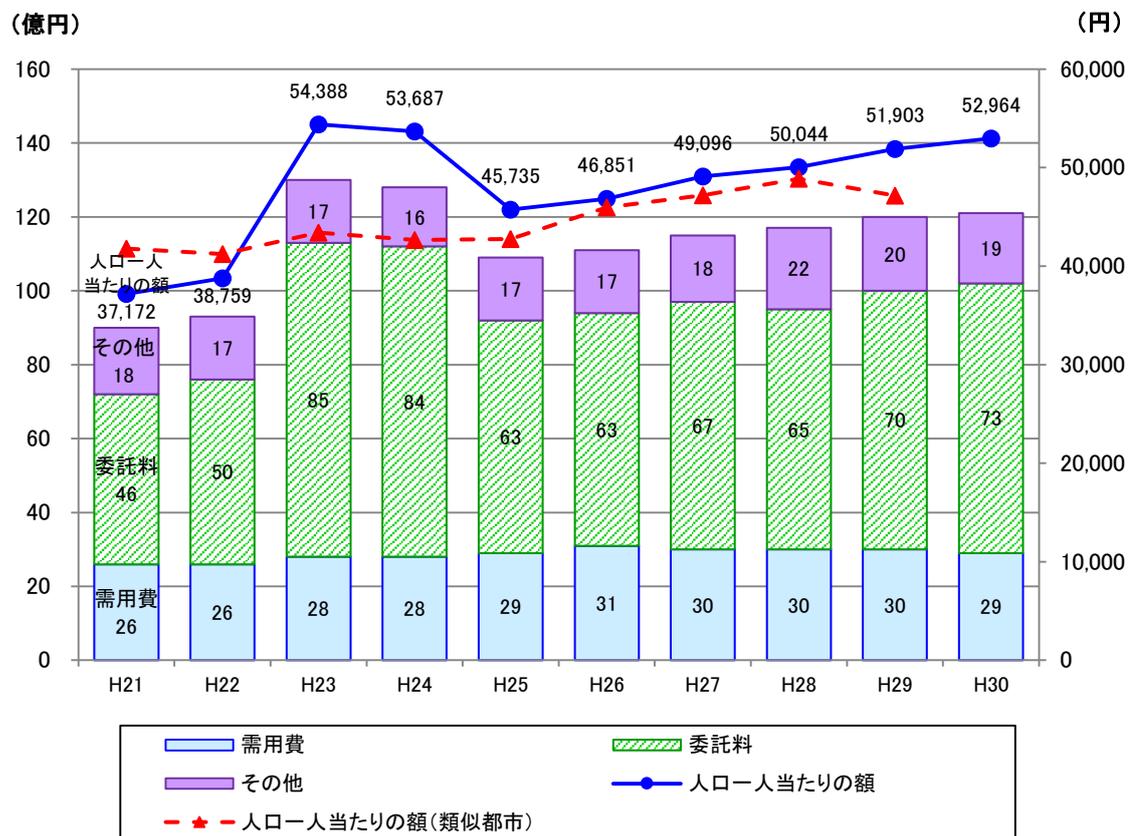
グラフ 16：投資的経費の推移



(4) 物件費の推移

- ◇ 物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質のある経費の総称で、消耗品費などの需用費、委託料のほか、職員の出張等に係る旅費や、通信運搬費等の役務費、OA機器の借上料などの使用料及び賃借料なども物件費に含まれます。
- ◇ これまでの推移では、19年度以降ほぼ横ばいで推移してきましたが、23年度から委託料が大きく増加しました。理由としては、東日本大震災で生じた災害廃棄物に係る処理委託料が23年度は27億円、24年度は25億円の支出であったほか、震災等緊急雇用対応事業である緊急雇用創出事業が増加したことがあげられます。29年度は、主に給食センター業務に伴う委託料が増加しました。グラフ 17
- ◇ 人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると、東日本大震災関係の臨時経費のあった23～24年度を除くと、おおむね同水準となっています。グラフ 17

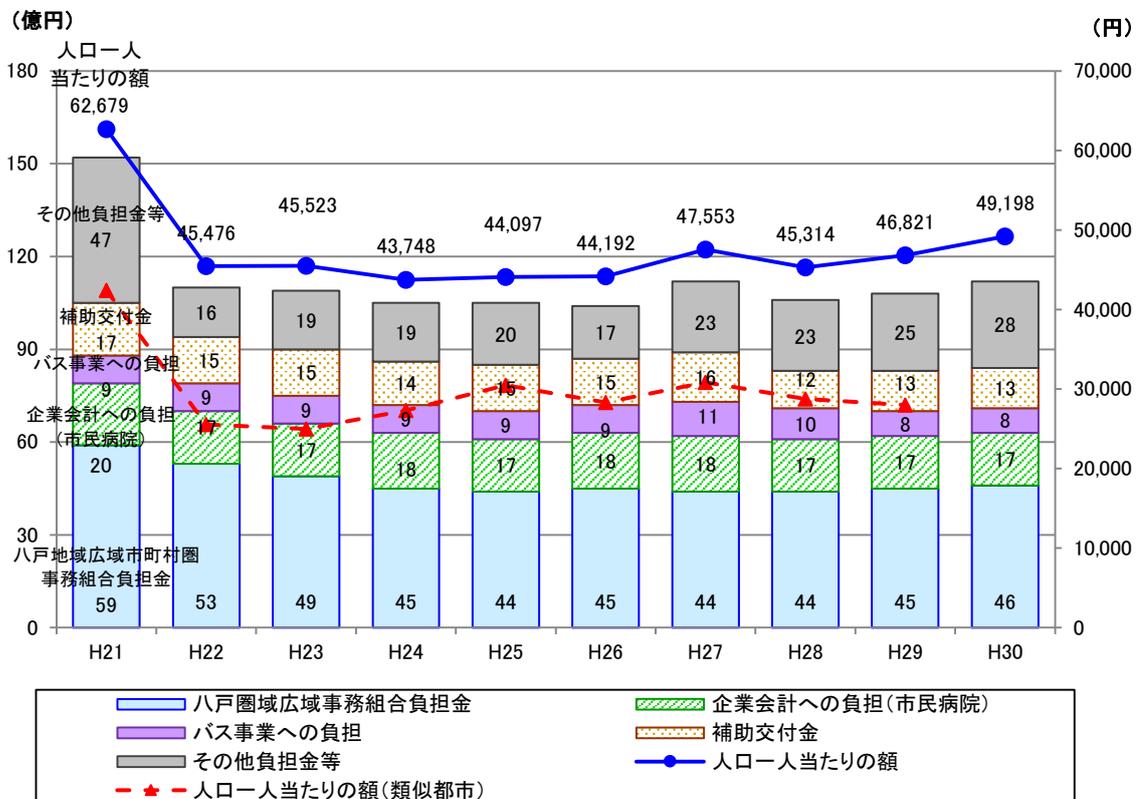
グラフ 17：物件費の推移



(5) 補助費等の推移

- ◇ 補助費等は、他団体や他会計に支出される負担金や補助金のほか、謝礼等の報償金などが含まれます。
- ◇ 主なものとしては、八戸地域広域市町村圏事務組合（一部事務組合）への負担金、八戸市民病院への負担金、八戸市営バスへの補助金や民間バス事業者への負担金、公益上の必要性から交付する各種団体や企業への補助金などです。
- ◇ これまでの推移では、20～21年度に国が緊急経済対策として進めた定額給付金給付事業や、プレミアム付商品券発行事業により増加したものの、その後は、主に八戸地域広域市町村圏事務組合負担金が、組合の公債費償還が進んだことなどにより減少し、近年は横ばい傾向にありました。
- ◇ 30年度は、総務費における東日本大震災復興交付金返還金の増などにより、対前年度比較で4.3億円増（+4.0%）の112億円となりました。 **グラフ18**
- ◇ 人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると大きく上回っていますが、これは、当市がし尿やごみ処理、消防などの事務を一部事務組合で共同処理しており、これらに係る経費が補助費等（負担金）に分類されるためです。ちなみに、一部事務組合に対する負担金の影響を除いた30年度の人口一人当たりの金額は約27,000円であり、類似都市と同水準となります。 **グラフ18**

グラフ18：補助費等の推移

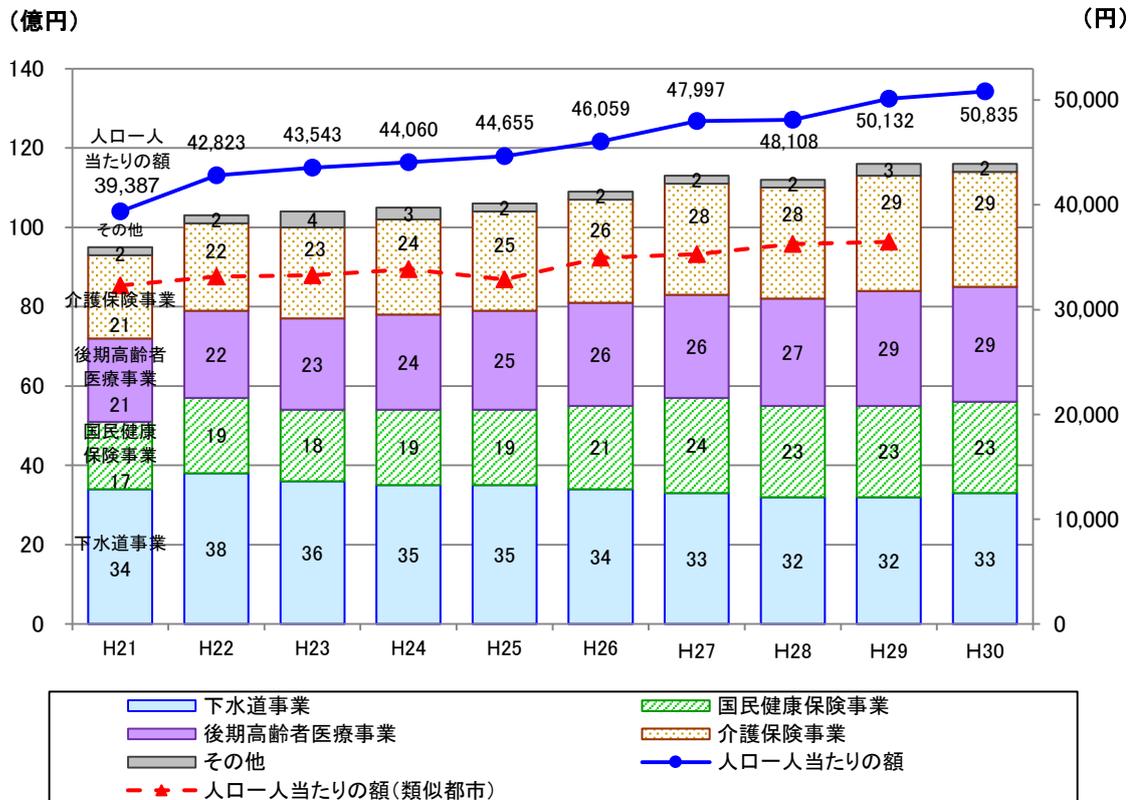


(6) 繰出金の推移

- ◇ 繰出金とは、一般会計と特別会計間において支出される経費のことです。
- ◇ 各特別会計には、各事業が提供するサービス等の受益者が負担する特定の収入がありますが、例えば下水道事業における雨水の処理費用などは、受益の範囲が特定できず下水道使用料に転嫁できないため、一般会計が負担するべき経費とされています。
- ◇ また、介護保険のように、介護保険給付費の12.5%を市町村が負担するものと法律で定められている事業もあり、義務的経費の色合いが強い経費が含まれています。
- ◇ 当市では、下水道事業特別会計への繰出金が最も多く、その他国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金で、全体の9割強を占めています。
- ◇ これまでの推移では、介護保険、後期高齢者医療など、主に高齢者に係る社会保障費関係の繰出金が、給付対象者の増加などに伴い年々増加傾向にあります。30年度は、下水道事業特別会計への繰出金の増により、前年度より1億円増加しました。**グラフ 19**
- ◇ 人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると、当市が大きく上回っています。これは主に、下水道事業（雨水対策に係る費用）に対する繰出金が多いためです。

※高齢者医療については、20年度より現在の後期高齢者医療制度に移行しました。また、一般会計が後期高齢者医療広域連合に対して負担する療養給付費負担金を含んだ額としています。

グラフ 19：繰出金の推移

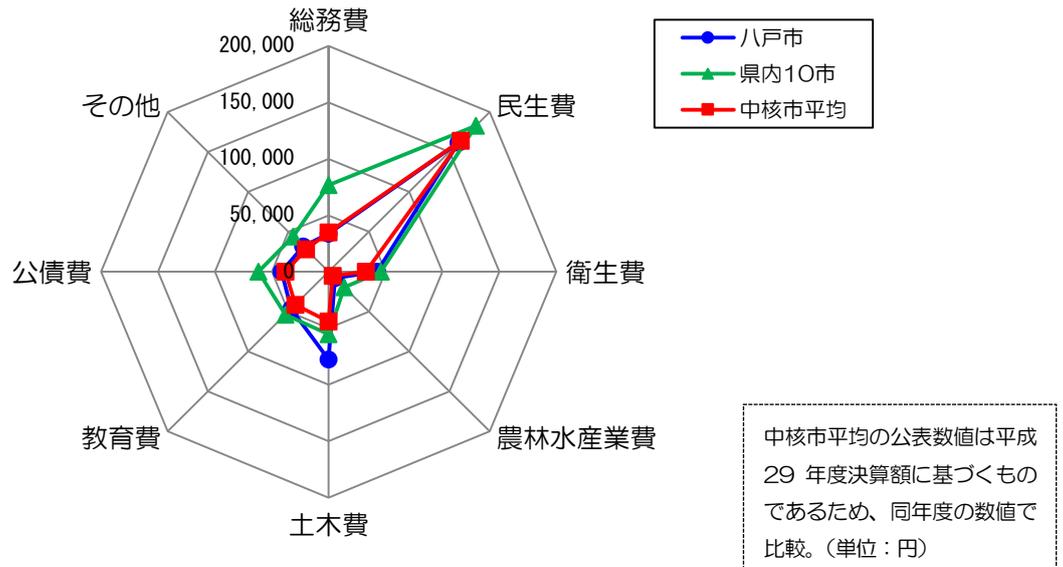


4) 類似都市との比較

(1) 目的別歳出の人口一人当たりの額の比較

- ◇ 当市の目的別歳出の人口一人当たりの額を類似都市と比較すると、類似都市と同様に民生費が最も大きく16万2千円となっているほか、臨時的な投資を行った土木費を除くその他の費目については、おおむね類似都市の平均と同様の傾向となっています。

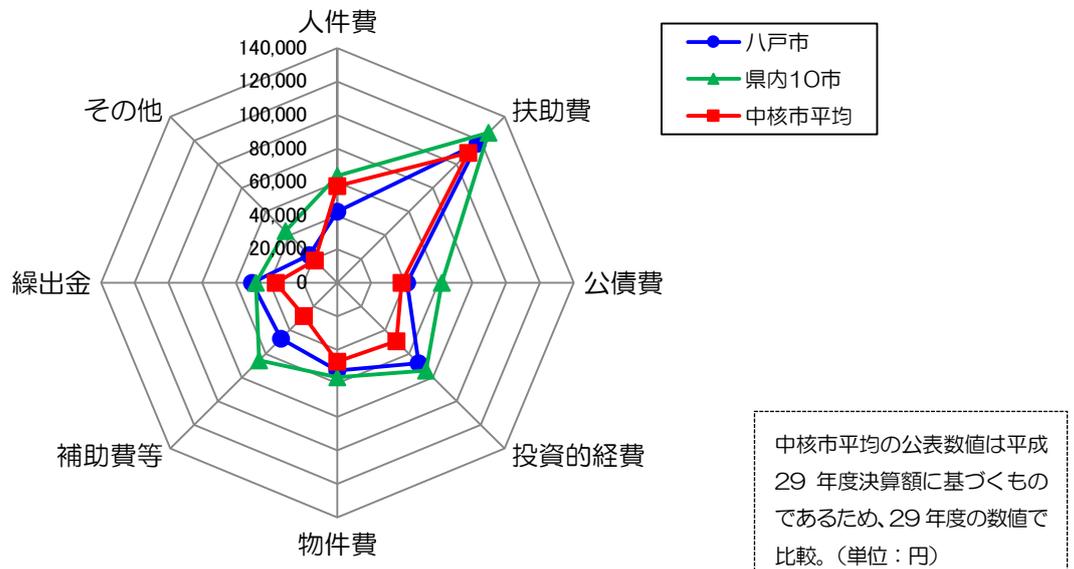
グラフ 20：目的別歳出の人口1人当たりの額の比較（平成29年度）



(2) 性質別歳出の人口一人当たりの額の比較

- ◇ 当市の性質別歳出の人口一人当たりの額を類似都市と比較すると、人件費が下回っている一方、扶助費、投資的経費、補助費等、繰出金は上回っています。

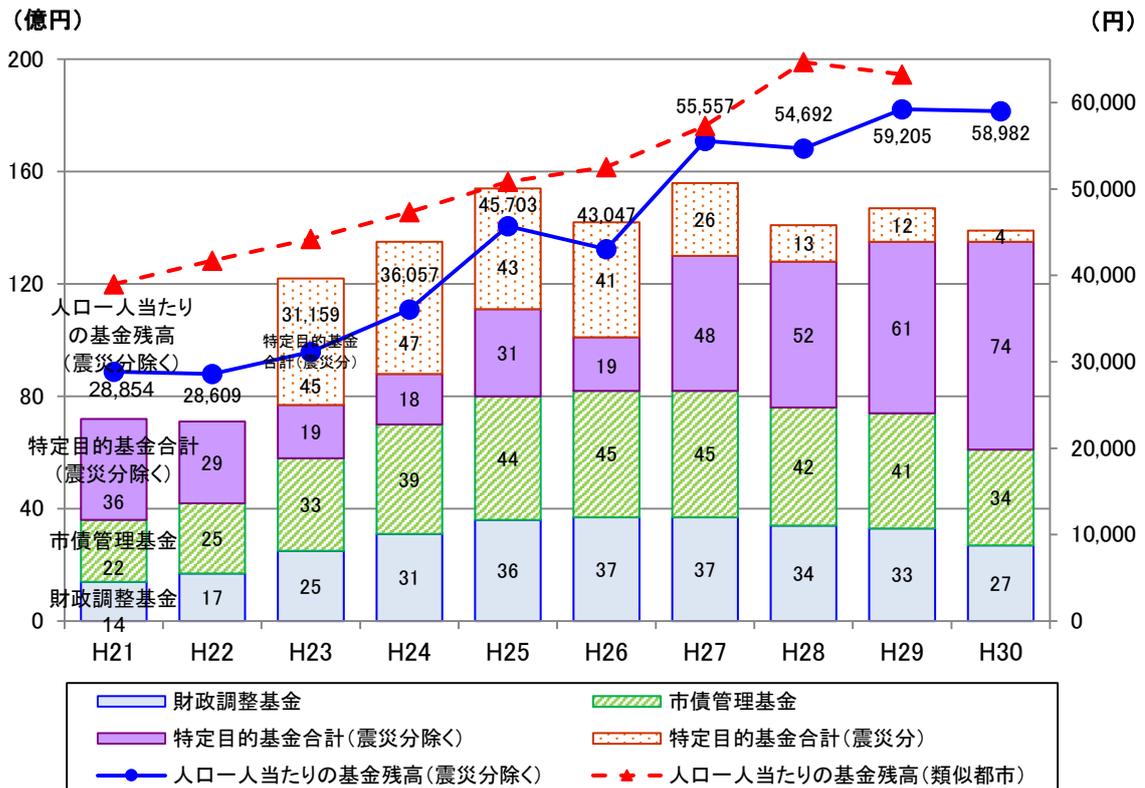
グラフ 21：性質別歳出の人口1人当たりの額の比較（平成29年度）



■基金の状況：基金残高の推移

- ◇ 地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を積み立てることができ、任意に設置することができることとされています。基金を家計に例えると、「貯金」にあたります。
- ◇ このうち「財政調整基金」は、法律で設置が義務付けられており、年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。不況による大幅な税収減や災害の発生等による思わぬ支出の増加の際は取り崩し、財源に余剰が生じた際は、将来に備えて積み立てておくための基金です。
- ◇ 当市ではその他に、市債償還、震災復興、社会福祉、都市緑化、国際交流、南郷地区振興、奨学金などの27の特定目的基金（30年度末）を設置しています。
- ◇ 基金残高の推移としては、20年度から30年度までの間で、財政調整基金と市債管理基金が36億円から61億円へと約1.7倍に増加しました。また、その他の特定目的基金では、21～22年度は国の経済対策等による交付金をプールした「地域活性化公共投資基金」等の設置により一時的に増加し、23年度以降は臨時的な基金である震災復旧・復興関係の基金が増加しました。 **グラフ22**
- ◇ 30年度の基金残高は、対前年度8億円減の139億円となりました。主な要因は、東日本大震災復興交付金基金と財政調整及び市債管理基金が減少したことによるものです。

グラフ22：基金残高の推移

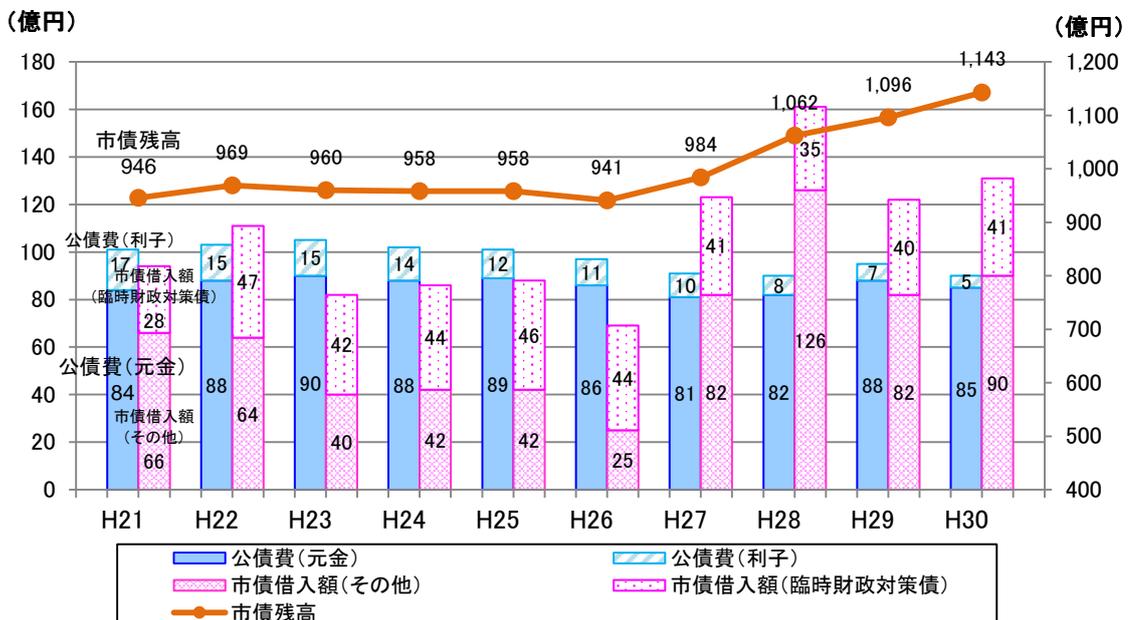


市債の状況：市債残高や公債費の推移など

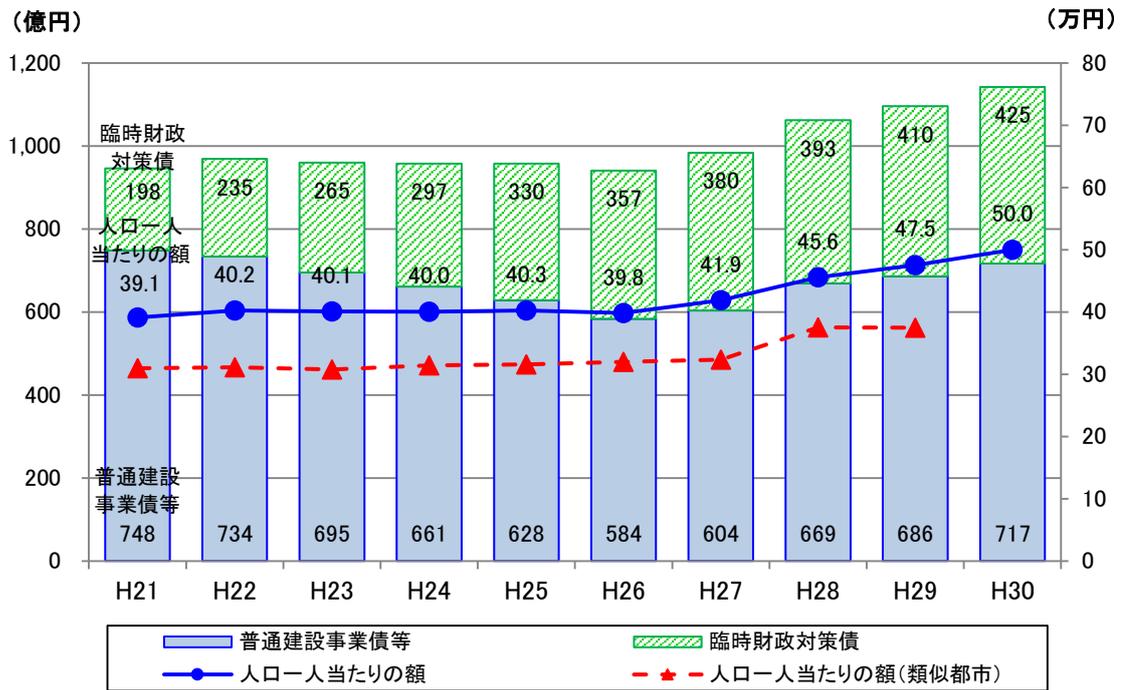
- ◇ 大規模な公共施設などの建設事業を行う場合のほか、道路や学校などの既存の施設の改修工事は、通常多額の費用を必要とするため、市ではその財源として市債の借入れを行っています。
- ◇ 市債には、財源を賅うほかに、将来その施設を利用する人にも整備費の一部を負担してもらうという機能（世代間負担の公平）もあり、施設の耐用年数に応じて10～20年程度の長期間にわたり、その借入金の返済をしています。市債の返済である公債費は100億円前後で、ほぼ横ばいでしたが、30年度は元金償還金の減などにより、90億円となりました。また、近年の長期金利の低下傾向を受け、利子負担も軽減されています。
- ◇ 市債の借入額については年度により増減があります。21～22年度には、是川縄文館、八戸ポータルミュージアム、HACCP対応型魚市場などの新規施設整備や臨時財政対策債の増により、27年度以降は合併特例債を財源とした地域振興基金の創設、西白山台小学校、西地区給食センター、屋内スケート場や総合保健センターの整備等により、元金の返済額より借入額が上回っており、市債残高が増加傾向となっております。**グラフ23**
- ◇ 市債残高は20年度の936億円からほぼ横ばいで推移してきましたが、30年度は借入額の増により1,143億円となりました。このうち、地方財政対策の一環で借入をしている臨時財政対策債は、残高全体の37.3%まで増加しました。その他の普通建設事業等に係る市債は、20年度から26年度までに758億円から584億円へと、174億円（△23.0%）減少しました。27年度以降は借入額の増により増加傾向にあります。また、人口一人当たりの残高は類似都市を上回っています。

グラフ24

グラフ23：公債費と市債借入額の推移

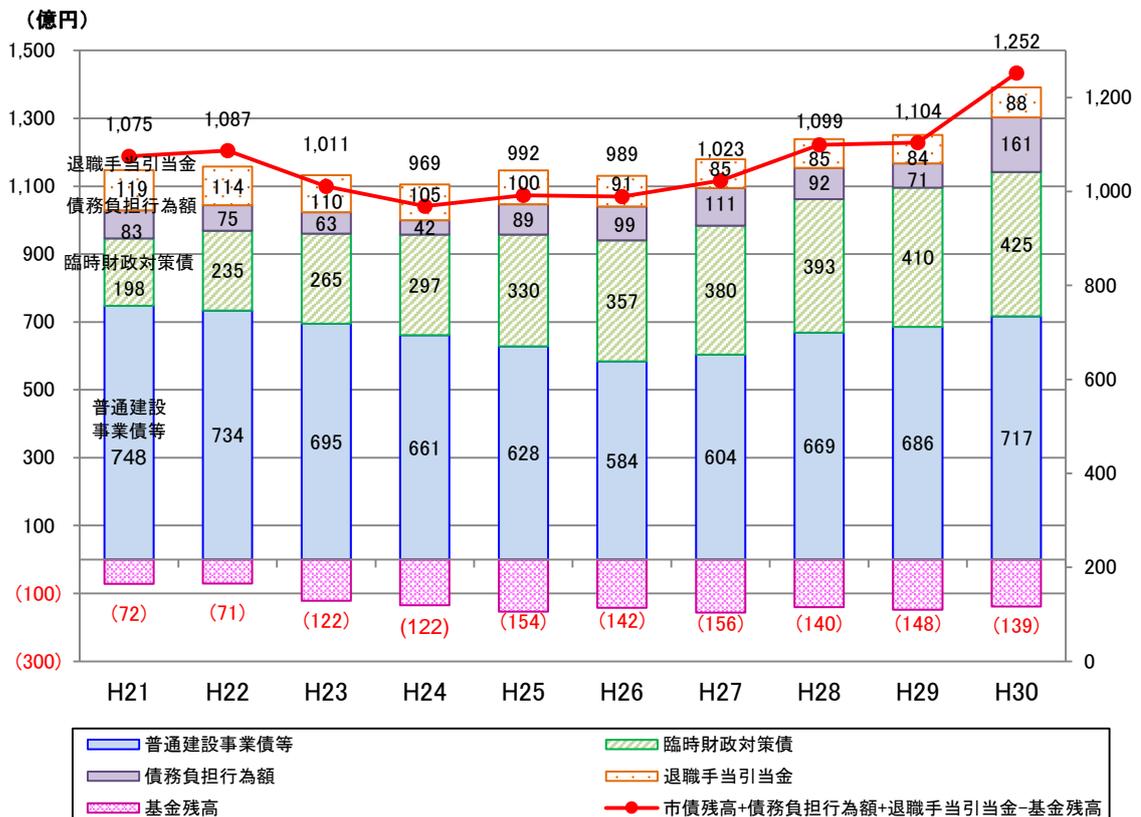


グラフ 24：市債残高の推移



◇ 市債残高に将来の債務である債務負担行為額、退職手当引当金を加えた負債から、資産である基金残高を引いた額は、近年増加傾向にあります。 グラフ 25

グラフ 25：市債残高、債務負担行為額、退職手当引当金、基金残高の推移



■指標から見る八戸市の財政

1) 経常収支比率

- ◇ 経常収支比率は、財政構造の弾力性を測る指標として、長年用いられています。
- ◇ 人件費や公債費など毎年支出される経常的な経費を賄うために、市税等の毎年収入される経常的な一般財源をどの程度充てているかを示しており、比率が低いほど弾力性が高いことを示します。
- ◇ 例えば、経常的な経費を賄うのに経常的な収入の8割を使っているとすれば、当比率は80%で、経常的な収入の残り2割は、新たな事業や臨時的経費に充てることが可能となります。

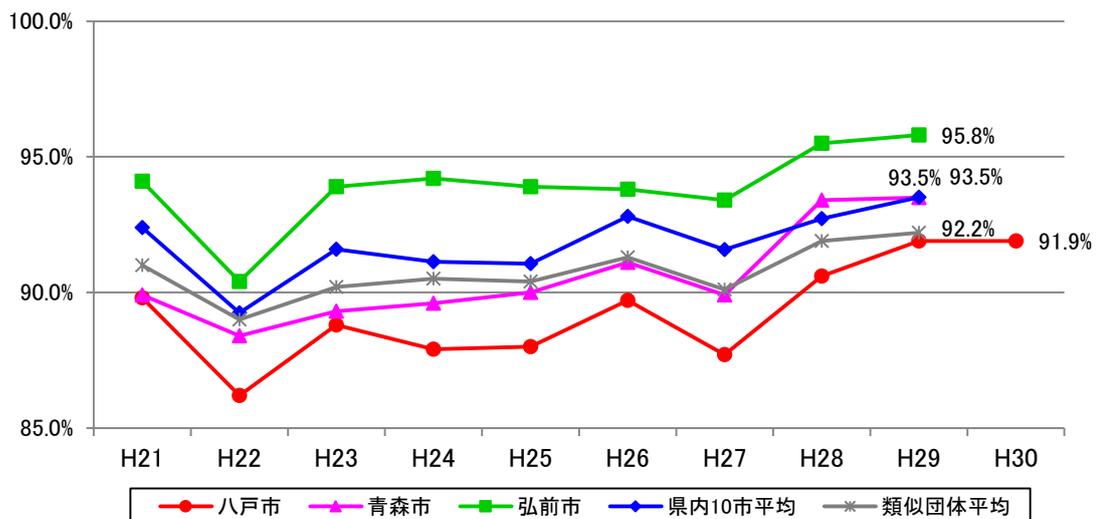
【経常収支比率のイメージ】



- ◇ 当市の経常収支比率は、これまで80%台後半で、類似都市や県内10市の平均と同様の水準で推移してきましたが、28年度以降は、義務的で経常的な経費である扶助費の増等により90%台となり、30年度は前年度と同じ91.9%となりました。

グラフ26

グラフ26：経常収支比率の推移



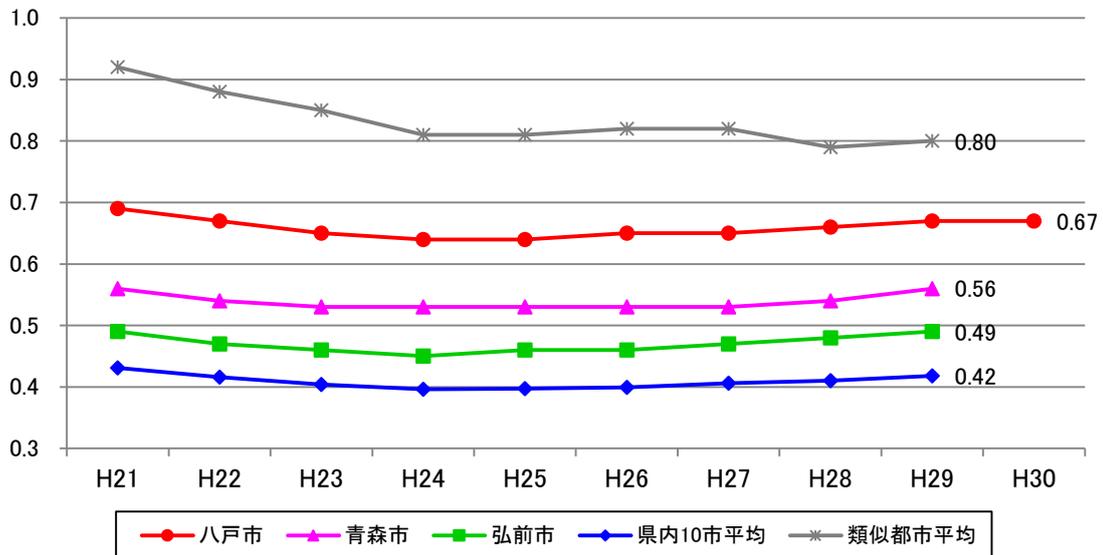
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}(\ast)} \times 100(\%)$$

※減収補てん債、臨時財政対策債を含む。

2) 財政力指数

- ◇ 財政力指数は、標準的な行政サービスをどれだけ自主財源で賄っているかを示す指標で、1 を超えると普通交付税の不交付団体となります。また、1 以下の団体は、標準的な行政を行うための不足分の財源が、普通交付税で補われることとなりますが、1 に近い団体ほど財源（14p 参照）に余裕があるといえることができます。
- ◇ 当市の財政力指数の推移を、県内他市や類似都市と比較したのが「[グラフ 27](#)」です。県内 10 市の中では最も高い財政力指数となっていますが、類似都市との比較では税収の違いなどにより大きく下回っています。

グラフ 27：財政力指数の推移



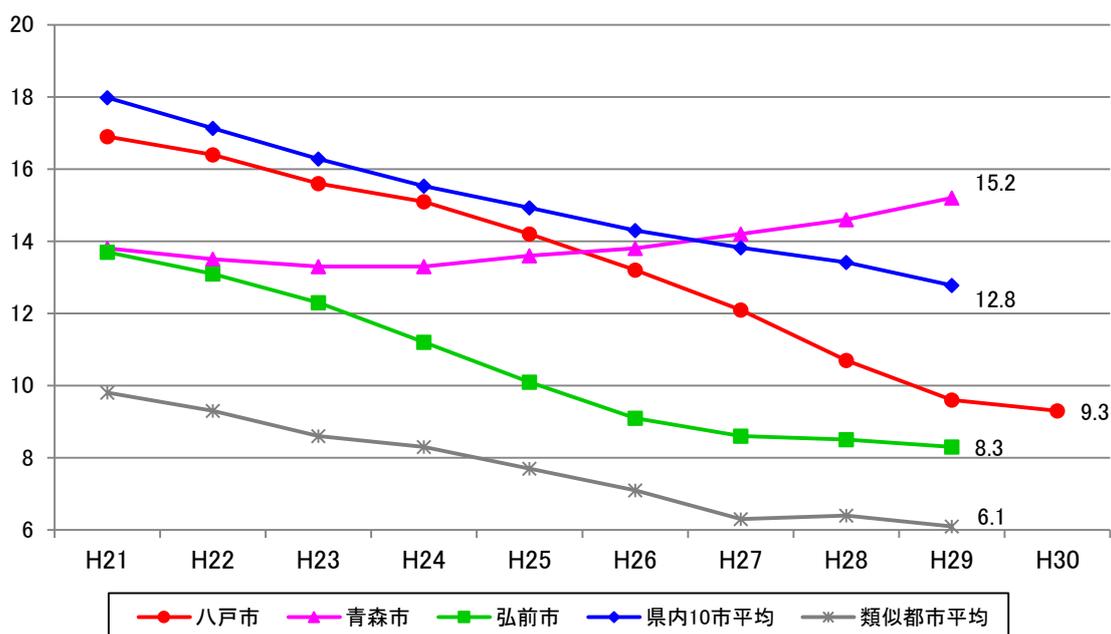
$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額（標準的な税の徴収を行ったという前提のもとに、歳入額を算出したもの）}}{\text{基準財政需要額（標準的な行政を行ったという前提のもとに、歳出額を算出したもの）}}$$

※地方交付税を客観的・合理的に算出した結果得られる指数。3カ年間平均により表します。

3) 実質公債費比率(公債費等に関するフロー指標)

- ◇ 実質公債費比率は、その年の税収等の一般財源の何割が、その年の債務の返済に充てられたかを示すものです。市債の返済である公債費（元利償還金）に、下水道などの他会計への繰出金や一部事務組合への負担金に含まれる公債費償還分（準元利償還金）を加えた額のうち、地方交付税措置のない当該年度の実質的な債務返済額が、当該年度の経常的一般財源の大きさを表す標準財政規模に対して、どれくらいの割合かによって変動します。
- ◇ この比率が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」）の定める25%を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。当市の30年度の数值は、前年度の9.6から0.3ポイント低い9.3となり、早期健全化基準を大きく下回っています。 グラフ 28
- ◇ 当指標がこれまで減少傾向で推移している主な理由は、準元利償還金を含めた元利償還金の減少と、市債残高に占める臨時財政対策債（交付税措置 100%）の増加など、公債費に占める交付税措置のある公債費の割合が増加しているためです。

グラフ 28：実質公債費比率の推移



$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(\%)$$

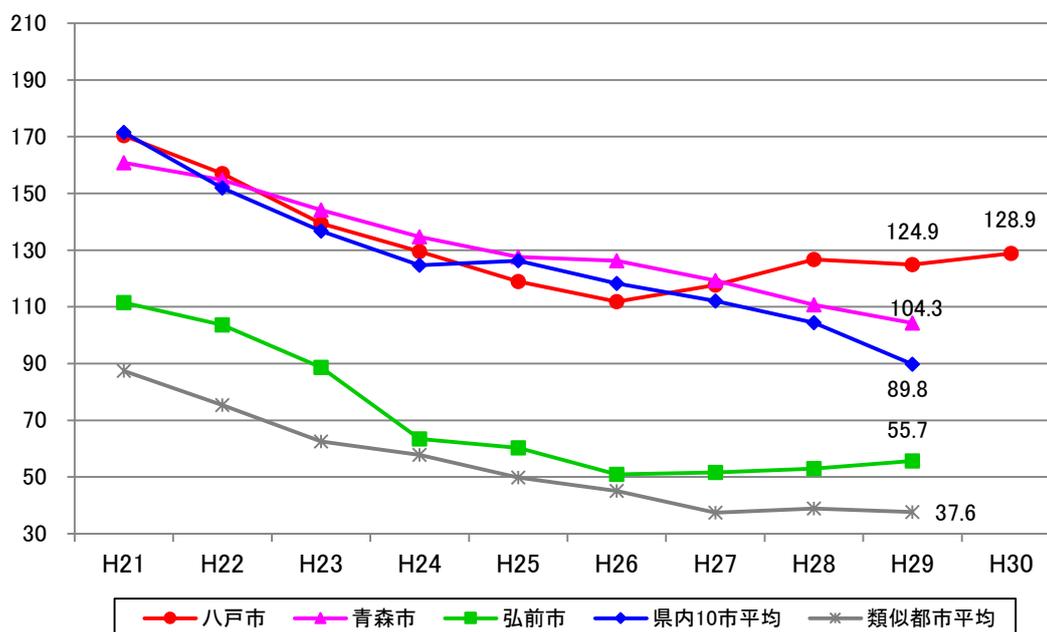
(3カ年平均)

※一般会計等が負担する実質的な返済額（元利償還金及び準元利償還金）の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合で、3カ年間平均により表します。

4) 将来負担比率（市債残高等に関するストック指標）

- ◇ 将来負担比率は、地方公共団体の地方債や債務負担行為など、現時点で見込まれる将来にわたる債務残高を捉え、この財政負担が1年度の税収等の一般財源（標準財政規模）に対してどのぐらいの割合か（何年分にあたるか）を示す指標です。
- ◇ この指標では、債務返済能力として財政調整基金と市債管理基金の両基金を捉え、その残高が将来負担額から控除される仕組みになっています。また、実質公債費比率と同様に、交付税で補われる部分も除かれます。
- ◇ この比率が、健全化法の定める早期健全化基準である350%（税収等の3.5年分）を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。当市の30年度の数值は、前年度と比較して4.0ポイント上昇し128.9となり、早期健全化基準を大きく下回っていますが、県内他都市に比べて上回っています。グラフ29
- ◇ また、類似都市が当市を下回っているのは、将来負担額から控除される特定財源である都市計画税を多くの類似都市が賦課していることが、要因の一つです。

グラフ29：将来負担比率の推移



将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額
 ＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）

将来負担比率 ＝ $\frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100(\%)$

※市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合比率です。



発行：令和元年9月

編集：八戸市財政部財政課

031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL：0178-43-2154（課直通）

FAX：0178-43-2722



八戸市
市制施行
90周年

anniversary hachinohe